

議 事 日 程

令和 2 年第 2 回浜中町議会定例会

令和 2 年 6 月 1 0 日 午前 1 0 時開議

日 程	議 案 番 号	議 件
日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		議会運営委員会報告
日程第 3		会期の決定
日程第 4		諸般報告
日程第 5		行政報告
日程第 6	報告第 2 号	専決処分の報告について
日程第 7	報告第 3 号	専決処分の報告について
日程第 8	報告第 4 号	専決処分の報告について
日程第 9	報告第 5 号	専決処分の報告について
日程第 10	報告第 6 号	専決処分の報告について
日程第 11	報告第 7 号	専決処分の報告について
日程第 12	報告第 8 号	専決処分の報告について
日程第 13	報告第 9 号	令和元年度浜中町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
日程第 14		一般質問
日程第 15	議案第 33 号	浜中町税条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 16	議案第 34 号	浜中町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 17	議案第 35 号	浜中町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 18	議案第 36 号	浜中町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

開会 午前10時00分

◎開会宣告

○議長（波岡玄智君） ただいまから、令和2年第2回浜中町議会定例会を開会します。

◎開議宣告

○議長（波岡玄智君） これから本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（波岡玄智君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第125条の規定によって、4番小松議員及び5番加藤議員を指名します。

◎日程第2 議会運営委員会報告

○議長（波岡玄智君） 日程第2 議会運営委員会報告をします。

本件については議会運営委員会から、本定例会の議事運営について報告書の提出がありました。

委員長より報告を求めます。

8番三上議員。

○8番（三上浅雄君） （口頭報告あるも省略）

○議長（波岡玄智君） お諮りします。

本件は委員長報告に対する質疑を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告に対する質疑を省略することに決定しました。

これで報告を終わります。

◎日程第3 会期の決定

○議長(波岡玄智君) 日程第3 会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は議会運営委員会報告のとおり、本日から11日までの2日間としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から11日までの2日間と決定しました。

◎日程第4 諸般報告

○議長(波岡玄智君) 日程第4 諸般の報告をします。

まず本定例会に付された案件は、お手元に配付のとおりです。

次に、今議会までの議会関係・諸会議等については記載のとおりです。

これで諸般の報告を終わります。

◎日程第5 行政報告

○議長(波岡玄智君) 日程第5 行政報告を行います。

町長。

○町長（松本博君） おはようございます。本日は、第2回浜中町議会定例会に議員全員の御出席をいただき、誠にありがとうございます。

先の議会から、本日までの主なる行政報告を申し上げます。

（行政報告あるも省略）

○議長（波岡玄智君） 引き続いて、教育委員会より教育行政報告を行います。

教育長。

○教育長（佐藤健二君） 前議会からこれまでの教育行政の主なものについて御報告いたします。

（教育行政報告あるも省略）

◎日程第6 報告委第2号 専決処分について

○議長（波岡玄智君） 日程第6 報告第2号を議題とします。

本件について提案理由説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 報告第2号「専決処分の報告について」提案の理由をご説明申し上げます。

この度の一般会計の専決処分につきましては、第1回定例議会において議決をいただいた後に、特別交付税等が確定し財源に余剰が生じたため、これに伴う歳入及び歳出の予算補正を、3月31日付けをもって専決処分させていただいたところであります。

補正の内容といたしましては、歳出では、2款総務費では、「ふるさと納税に要する経費」で、ふるさと納税の確定により4094万円を減額、「基金積立金」で、歳入歳出予算の確定見込みによる財源の余剰分の基金積立てなどで2387万円を追加、全体で2360万3000円の減額。

3款民生費では、「その他社会福祉に要する経費」で、プレミアム付商品券の利用実績確定により296万1000円を減額するなど、全体で364万4000円の減額。

4款衛生費では、「じん芥処理に要する経費」で可燃ごみ焼却委託料の確定により144万2000円を減額するなど、全体で46万4000円の減額。

5款農林水産業費では、「公社営事業に要する経費」で、事業費の確定により251

4万6000円を減額するなど、全体で2480万2000円の減額。

7款土木費では、「町道維持管理に要する経費」で、町道除雪業務委託料の確定により3163万2000円、「下水道事業特別会計繰出金」で、37万6000円をそれぞれ追加するもので、全体で3200万8000円の追加。

9款教育費では、「小学校管理運営に要する経費」で、92万6000円、「給食センターに要する経費」で、44万6000円をそれぞれ追加するもので、全体で137万2000円の追加。

一方歳入につきましては、1款町税では、町民税など最終収納見込みにより全体で5710万5000円の追加。

2款地方譲与税、3款利子割交付金、4款配当割交付金、6款地方消費税交付金、7款自動車取得税交付金、8款環境性能割交付金、11款地方交付税、12款交通安全対策特別交付金は、いずれも交付額の確定によるもの。

15款国庫支出金では、補助金の確定により全体で1303万2000円を追加。

16款道支出金では、補助金の確定により全体で1055万円を減額。

17款財産収入では、農業用施設売払収入の確定などにより823万1000円の減額。

18款寄附金では、ふるさと納税の確定により430万4000円を減額。

19款繰入金では、財政調整基金繰入金など8192万3000円を減額。

21款諸収入では、農業費受託事業収入などの確定により85万6000円を減額。

22款町債では、該当事業費の確定により、予算科目の組替えをしようとするものがあります。

これにより、補正後の歳入歳出予算の総額は、93億8992万5000円となります。

次に「第2表地方債補正」につきましては、地方債を財源とする事業費及び同意額の確定に伴う補正であります。

以上、提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） これから報告第2号の質疑を行います。

1 番川村議員。

○1番（川村義春君） 3点ほど歳入歳出に関連するところがありますが、質問させていただきます。まず、15ページのふるさと納税の関係と、17ページの積立金、ふるさと納税基金積立金について、補正前は3億8000万円の予定が、確定で430万4000円減額ということで、3億7569万6000円となるわけですがけれども、3月定例会で質問したように、ふるさと納税の寄附者へのお礼については、すぐにでも対応していくという回答がありましたが、その後の対応はどうなっているか。それを確認させていただきたいと思います。

それと19ページ、その他社会福祉に要する経費のプレミアム付商品券扶助費ですがけれども、この296万1000円の減額は、3月定例会の歳入で291万5000円減額しているのですよね。関連性からすると3月定例会で減額すべきだったのではないかと思うのですが、落し忘れだったのかどうかだけ確認をしておきたいと思います。

それから23ページの、町道維持管理に要する経費ですが、町道除雪業務委託料については3月定例会で2000万円追加して、6000万円となったわけですがけれども、結果として9163万円の支出となったということでこの内容については、2月17日の降雪がありましたし、3月5日の暴風雪が大きな要因かと思っておりますが、その際どういった除雪の仕方をしたのか。おそらく相当重い雪でしたから、除雪した雪が歩道にも重なって通行困難になったとも聞いていますので、どういう状況で作業をしたのか、除排雪についてはダンプの出動の可能性もありますから、どの地点を中心に除排雪がされたのか。その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（藤山巧君） ふるさと納税の関係で、15ページの歳入、それから17ページの減額の関係でございますけれども、3月の段階で、寄附者へのお礼について取り組むということでお答えさせていただいた件ですが、この部分につきましてはそれぞれふるさと納税の用途を限定して、送っていただいた方々に向けてホームページ上でそれぞれ、令和元年度はこういった形で使われましたという内容を掲載するという作業を進めてございます。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長

○福祉保健課長（渡部直人君） 19ページ、その他社会福祉に要する経費、プレミアム付商品券扶助費の296万1000円の減額ですがけれども、3月定例会の際にも質問がありまして、歳入分を減額させていただきました。それは商工会の実績見込みだった

のですが、この部分はプレミアム商品券分として400万円を商工会にまず預けています。預けているので、精算は事業を完了してからでないと計上できないので、要は支出していない。予算がないところに支出できませんので、3月の補正時点では減額ができなかったということでその際もお話してまして、専決での対応と企画財政課長がお答えしていますけれども、この度正式に実績報告があり、今回の額につきましては、103万8500円がプレミアム商品券分ということで確定したので、296万1000円を減額しています。以上です。

○議長（波岡玄智君） 建設課長。

○建設課長（赤石俊行君） 23ページ、町道維持管理に要する経費についてお答えいたします。13節委託料、町道除雪業務委託料につきまして、まず令和元年度は4000万円の当初予算でございまして、その後3月の定例会において、2月末までの不足分と3月分を見越して2000万円を増額補正し6000万円にさせていただきました。その上で、今年3月5日から6日にかけての低気圧により、記録的な大雪に見舞われた事は記憶に新しいところですが、その影響によってこの3月分だけで3758万9420円。2月末までで5404万1846円でしたので、3月分を合計しますと9163万1266円。これが令和元年度の実績となっています。したがって、6000万円の予算に対して9163万1266円、その差額の3163万2000円の補正をお願いして、3月31日付けで専決処分とさせていただきました。

除雪の状況でございますけれども、3月8日から10日にかけて非常に降り方が強かった丸山散布地区、霧多布市街、それから暮帰別地区の3地区でございますけれども、丸山散布ですとメインの通りは両サイドに住宅がございまして、あれだけ雪が降ると通りが塞がってしまい、捨てる場所が全然ない状況でしたので、雪を取り除きながらの除雪をさせていただきました。霧多布地区と暮帰別地区につきましても、細い通りや交差点につきましては雪を捨てる場所がなかったので、そちらも取り除きながら、道路を拡幅しながら、除雪をさせていただきました。交差点については大変危険な状況でしたので、排雪をしながら、安全の確保も務めさせていただきました。以上です。

○議長（波岡玄智君） 1番川村議員。

○1番（川村義春君） ふるさと納税の関係ですけれども、ホームページ上で周知をする作業を進めていると聞いたのですが、具体的にはいつ頃になるのかわかりますでしょうか。

それとプレミアム商品券の関係ですけれども、あまり理解できなかったのですが、商工会のほうで取りまとめているのですよね。これは3歳未満の子どもが居る150世帯に対して、国の補助が100%出るということで予算計上されたもので、歳入を落とすということを3月に行われて、その後に申請があったら単独費で払うために予算を残していたと理解もするのですが、歳入と歳出は同額の予算なわけですから、通常であれば歳入も歳出も一緒に落とすというのが、原則ではないかと思うのですが、その辺もう一度お願いしたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（藤山巧君） ふるさと納税の関係でございます。準備作業中ということでホームページに載せるレイアウト、それからこのようなものに使いましたという写真ですとかを掲載するというので、書類上確認させていただいております。ホームページのアップ時期ですが、私の確認不足で、事務作業を進めている中で近日中でということでございます。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（渡部直人君） この度のプレミアム商品券につきましては、3歳未満のお子さんが居る世帯と、低所得者を支給対象に昨年から実施されている事業です。これにつきましては、商工会に販売と換金を委託させていただいておりますけれども、プレミアム商品券分ということで400万円をまず預けて、その中からプレミアム分を差し引いて事業者に戻す。それから残りの分を事業終了に基づいて返還となっております。それが296万1000円という形になりますけれども、議員がおっしゃる歳入と歳出の話で、当然イコールですけれども、今回の場合ですと補助金額については1月末でほぼ販売の部分が出ていたので、歳入の部分についてはちょっと減額になります。歳出につきましては、400万円を商工会も既に資金設定等していますので、これを減額してしまうと、予算がない中で400万円を払ったことになってしまうし、あとは事業の事務処理関係で、3月初めの時点では決算が出ておりません。販売額は出ているのですが、お金の戻し入れなどの部分の処理ができず、実際に来たのが3月末だったので専決という形の事務処理を行っております。

当然、私ども歳入と歳出をイコールできないかと話し合った結果商工会で調整したうえで今回の専決処分という形で報告させていただいているところです。以上です。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) これで質疑を終わります。

これから報告第2号の討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 討論なしと認めます。

これから報告第2号を採決します。

お諮りします。本件は承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 御異議なしと認めます。

したがって、報告第2号は承認することに決定しました。

◎日程第7 報告第3号 専決処分の報告について

○議長(波岡玄智君) 日程第7 報告第3号を議題とします。

本件について提案理由説明を求めます。

町長。

○町長(松本博君) 報告第3号「専決処分の報告」について提案の理由をご説明申し上げます。

この度の浜中診療所特別会計の専決処分につきましては、第1回定例議会において議決をいただいた後に、診療所電気料に不足が生じたため、これに伴う歳入及び歳出の予算補正を、3月31日付けをもって専決処分させていただいたところであります。

補正の内容といたしましては歳出では、1款総務費、「浜中診療所維持管理に要する経費」で、需用費の光熱水費75万6000円を追加。

一方、歳入につきましては、3款繰入金を同額計上しています。これにより、補正後の歳入歳出予算の総額は、2億5052万5000円となります。

以上、提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長(波岡玄智君) これから報告第3号の質疑を行います。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 質疑なしと認めます。

これから報告第3号の討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 討論なしと認めます。

○議長(波岡玄智君) これから報告第3号を採決します。

お諮りします。

本件は承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、報告第3号は承認することに決定しました。

◎日程第8 報告第4号 専決処分の報告について

○議長(波岡玄智君) 日程第8 報告第4号を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(松本博君) 報告第4号「専決処分の報告」について、提案の理由をご説明申し上げます。

この度の下水道事業特別会計の専決処分につきましては、光熱水費について、3月31日付けをもって専決処分させていただいたところであります。

補正の内容といたしましては、歳出では、2款1項下水道費で、「霧多布クリーンセンター管理運営に要する経費」で光熱水費37万6000円、「茶内クリーンセンター管理運営に要する経費」で光熱水費22万5000円、「散布クリーンセンター管理運営に要する経費」で光熱水費16万1000円の追加。

一方、歳入につきましては、4款繰入金を同額計上しています。

この結果、補正後の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ76万2000円を追加し、3億7414万9000円となります。

以上、提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご承認くださいますようお願い

い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） これから報告第4号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから報告第4号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから報告第4号を採決します。

お諮りします。

本件は承認することに御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第4号は承認することに決定しました。

◎日程第9 報告第5号 専決処分の報告について

○議長（波岡玄智君） 日程第9 報告第5号を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 報告第5号「専決処分の報告について」提案の理由をご説明申し上げます。

本件につきましては、令和2年度税制改正大綱に基づき「地方税法等の一部を改正する法律」及び関連する政令・省令の一部が改正され、令和2年3月31日付けで公布となっていることから、浜中町税条例の関連規定を改正する必要性が生じたので、3月31日付けをもって専決処分により「浜中町税条例等の一部を改正する条例」を制定し、同日付けをもって公布したところであります。

この度の専決処分についての浜中町税条例の主な改正部分についてですが、「町民税」では、扶養親族等申告について、「固定資産税」では、納税義務者等について、「たばこ税」では、課税免除等についてで、関連する項目について所要の改正をするものであ

ります。

また、本改正につきましては、総務省から示された「市町村税条例等の一部を改正する条例の例」に基づいたものであります。

なお、施行期日につきましては、本年4月1日から施行することとしております。以上、提案の理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、税務課長より説明させていただきますので、よろしくご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） 税務課長。

○税務課長（山平歳樹君） （報告第5号 補足説明あるも省略）

○議長（波岡玄智君） これから報告第5号の質疑を行います。

1 番川村議員。

○1番（川村義春君） ちょっと教えてほしいことがあるのですが、固定資産税の調査を尽くしても所有者が明らかにならない資産について、使用者を所有者とみなすことができるというのは課税できるという内容だと思うのですが、その前提となる部分の地方税法の343条第5項というのがあるのですが、この内容だけちょっと教えてくださいませんか。これに基づいて調査を行っても、なお固定資産税の存在が不明である場合には、使用者を所有者とみなすという規定だと思うのです。そしてその方に対して、固定資産税を課すことができる、その前提となる343条の第5項を教えてくださいたいです。

○議長（波岡玄智君） 川村議員に申し上げますけれども、質疑応答の場ですからその辺ご留意ください。

○税務課長（山平歳樹君） 申し訳ありません。いま地方税法を持ってきておりませんので、後ほど説明させていただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） これで質疑を終わります。

これから報告第5号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） これから報告第5号を採決します。

お諮りします。

本件は承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第5号は承認することに決定しました。

◎日程第10 報告第6号 専決処分の報告について

○議長（波岡玄智君） 日程第10 報告第6号を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 報告第6号「専決処分の報告」について提案の理由をご説明申し上げます。

この度の一般会計の専決処分につきましては、3月10日から11日にかけての低気圧に伴う大雨及び融雪による町道の災害復旧に係る経費について、4月1日付けをもって専決処分させていただいたところであります。

補正の内容といたしましては 歳出では、12款災害復旧費、「道路橋梁災害復旧に要する経費」で町道30か所の復旧費1022万3000円を増額するものであります。

一方、歳入につきましては510万の災害復旧債を見込み、不足する財源は基金繰入金で充てております。これにより、補正後の歳入歳出予算の総額は、109億8996万6000円となります。

次に「第2表地方債補正」につきましては、道路橋梁施設災害復旧事業の限度額の追加による補正であります。

以上、提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） これから報告第6号の質疑を行います。

1 番川村議員。

○1番（川村義春君） ただいま町長からの提案理由にありましたように、3月10日から11日にかけての低気圧に関する災害復旧工事ということで、新年度に入ってから予算の専決処分ということでありました。それで、歳出の需用費、修繕料の内訳、それから工事請負費と分けている理由と、説明を聞いた中では町道30ヶ所の復旧経費と説

明を受けました。小破修理は起債の対象外だと思うので、特定財源を見ると、起債で510万円、一般財源で512万3000円と、このように財源内訳が示されておりますが、この復旧に要する経費の内訳、小破修理が何件あって、町道維持補修工事の対象となった補修箇所が何件あったのか。併せて農村方面で何カ所、漁村方面で何カ所あったのかがわかれば、お知らせいただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 建設課長。

○建設課長（赤石俊行君） 議案67ページ、道路橋梁災害復旧に要する経費についてお答えいたします。本件につきましては、今年の3月5日から6日にかけての大雪、さらには10日から11日にかけて通過した低気圧、この大雨によって一気に雪が溶け出したことが相まって、町道の至るところに被害を及ぼしてございます。これらの町道につきましては、町民の生活に密接している生活道路でございまして、早急な復旧が必要であることから、その災害復旧費として需用費及び工事請負費の補正をお願いし、4月1日付けで専決処分とさせていただきました。

被災した箇所につきましては、町内全域で30カ所、主に山間部の砂利道の雨裂、これがほとんどでございますけれども、30カ所のうち海岸が4カ所、山間部で26カ所の被害となっております。

被害規模も大小ございますので、道路の真ん中に穴があいた程度のもの、それから200メートルぐらいの長い雨裂などもございまして、その中で10万円未満の小規模な修繕が12カ所ございます。この12カ所が需用費の修繕料として235万6000円。10万円以上の被害箇所が18カ所ございます。この分が工事請負費として、786万7000円、合計で1022万3000円という補正の額となっております。被害額1022万3000円のうちで、10万以上の被害額の18カ所に係る分、786万7000円については災害復旧事業債の対象となりますので、そのうちの65%の510万円が採択となりまして、64ページ65ページの歳入のとおり、今回の災害復旧の財源となっております。残りの512万3000円が、財政調整基金より繰り入れさせていただくものでございます。災害復旧事業債の対象となる18カ所のうち、海岸が3カ所、山間部が15カ所となっております。その他の起債対象外の12カ所については海岸で1カ所、山間部で11カ所という内容でございます。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○1番（川村義春君） 結構大きな工事とので、業者についてはすべて町内業者と思う

のですが、どういう内容で発注しましたか。

○議長（波岡玄智君） 建設課長。

○建設課長（赤石俊行君） こちらに関しては非常に早急な補修が必要であることから対応がすぐにできる業者ということで、道路維持業務を委託している石橋組と出口興産の2業者随契で委託してございまして、直ちに作業に当たっていただいております。その上で4月の1日から4月10日までの期間においてすべての補修を完了して、現状復帰させていただいたところでございます。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） これから報告第6号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。これから報告第6号を採決します。

お諮りします。

本件は承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第6号は承認することに決定しました。

◎日程第11 報告第7号 専決処分の報告について

○議長（波岡玄智君） 日程第11 報告第7号を議題とします。

本件について提案理由説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 報告第7号「専決処分の報告」について提案の理由をご説明申し上げます。

この度の一般会計の専決処分につきましては、新型コロナウイルス感染症の全国的な発生による集客の減など商工業の経営に大きな影響が出ていることから、商工業者の安定的な事業の継続に向けた新たな融資制度の創設や補助の必要経費、及び学校給食センターが実施する臨時休校に伴うパン等の外注食材提供事業者への損失補償に係る同センターへの補助金を増額するもので、歳入歳出の予算補正を4月14日付けをもって専決処分させていただいたところであります。

補正の内容といたしましては歳出では、6款商工費「商工振興に要する経費」で新型コロナウイルス感染症対策特別融資保証料110万円、同資金利子補給120万円の増額は、運転資金の借入を実質無利子とするもの、新型コロナウイルス感染症対策事業継続補助4100万円の増額は、集客減等により売上高等が減となった事業者に対し、個人事業主で上限50万円、法人事業所で上限100万円を補助しようとするもので、総額で4330万円の追加。

9款教育費「給食センターに要する経費」では、学校臨時休業対策補助16万4000円を増額し、学校給食センターに補助しようとするものであります。

一方歳入につきましては、18款繰入金で財政調整基金繰入金4334万2000円を充てたほか、20款諸収入、雑入の学校臨時休業対策費補助金は、全国学校給食会連合会からの補助であります。

これにより、補正後の歳入歳出予算の総額は、110億3343万円となります。

以上、提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） これから報告第7号の質疑を行います。

2番田甫議員。

○2番（田甫哲朗君） 78ページの商工振興に要する経費でお伺いしたいと思います。町内の収入が減った事業主に50万円、100万円という形での町独自の支援策であります。先ほどの報告では6月5日現在で55件支給決定という内容でありました。それで、この55件のうち実際の申請件数、及び業種別の申請件数と支給件数がわかればお知らせいただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 商工観光課長。

○商工観光課長（戸井洋典君） お答えいたします。まずこの55件の内訳でございますが、法人で16件、個人で39件。法人で言いますと、建設業2社、小売業の食品以外が5社、加工製造4社、宿泊業1社、運輸関係2社、飲食業2社、合計で16社となっております。個人につきましては、小売業食品1件、小売業食品以外が7件、機械修理販売で1件、宿泊業で6件、飲食業で11件、飲食業のスナックが7件、理容美容業で6件、合計で39件となっております。いずれも支給申請者と決定者は同数です。以上です。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○2番（田甫哲朗君） 申請された方全てに支給されたということではありますが、これはあくまでも町独自の支援ということで、最初の説明では国の臨時交付金活用という話でありまして、この時点ではすべて一般財源からの支出となっておりますけれども、後の補正4号ではある程度対象が認められて活用できたのかなと思っております。それと町独自でやる支援策の他に、国が実施している持続化給付金ですとか、雇用調整助成金等でも、本当に多岐にわたって今回のコロナ対策について国の支援策が盛り込まれております。

これから出てくるに二次補正についても、家賃手当などそういう部分で出てくるのでしようけれども、この補助金及び交付金を利用できるのかを事業者ですべて判断できるのかどうかという不安がございます。本来は商工会が窓口になって各対象事業者にこういう制度がありますよという説明をされるのかなと思うのですけれども。要は利用できるのに、知らないがために申請ができないということが、あってはならないと思うので、そういった周知の体制はどのようなになっているのかをお聞きしたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 商工観光課長。

○商工観光課長（戸井洋典君） お答えいたします。商工会におきましては、町の補助金申請の際に、こういう国の制度、道の制度がありますということで、その段階で周知をしてございます。町の制度は30%以下の売り上げ減少で支給対象になり、国の制度は50%以下で対象になるということで周知をしてございます。

持続化給付金につきましては、電子申請になっておりますので、商工会ではお助けできないということになっております。国からの委託業者があつて、今話題になっておりますが、釧路にサポートセンターを開設してございますので、そちらでサポートを受けるような体制となっております。

休業要請によって減少した部分につきましては、道の補助金については商工会が窓口となって、一次の分はもう申請が終わっております。二次は一次の決定を待ってからということでこれからの予定となっております。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○2番（田甫哲朗君） 商工会で受付できないというのは、持続化給付金についての話だったと思うのですが、確かに電子申請が主なのでしょうけれども、今日の新聞で委託先の問題で散々揉めているという内容がありましたし、電子申請のみではなく郵送での申請方法もあると理解していたのですけれども、私の理解不足か勘違いなのかの確認。

それと商工会でできないということで釧路のサポートセンターに窓口があるということですが、国の制度に申請して給付金を受けられる事業者があったときに、直接個人的にそのサポートセンターに行ってくださいと、商工会のほうからそういう話をされているのかどうか。そのような周知が徹底されているのかどうかだけ確認させていただきます。

○議長（波岡玄智君） 商工観光課長。

○商工観光課長（戸井洋典君） まず1点目の電子申請のみなのかという点でございますが、私が押さえている段階では持続化給付金については電子申請のみ。雇用調整助成金については郵送、窓口、電子の3種類になっているかと思えます。もし違うようでしたら、後で確認してみます。

それと事業者への周知ですが、商工会を通して、こういう申請書を出してください、もし自分でできないようであれば、先ほどのサポートセンターでは事前予約が必要なので、ここへ連絡してくださいということで周知をさせていただきます。

○議長（波岡玄智君） 1番川村議員。

○1番（川村義春君） 78ページの、給食センターに要する経費でありますけれども、学校臨時休業対策補助の16万4000円。この補助の内容を説明していただきたいと思えます。

そして歳入、国の補助かなと思ったら、その他で雑入なんですね。雑入ということは国からの交付ではなくて、どこか違う団体からの交付金かなと思ったら、どこから入ってくるのか。その内容の説明をしていただきたいと思えます。

○議長（波岡玄智君） 給食センター所長。

○給食センター所長（舟橋正誓君） 78ページの、学校臨時休業対策補助金16万4000円について説明いたします。これにつきましては、3月10日付けで新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策の第2弾ということで、国で4308億円の財政措置を行ってございます。その中で子供たちの健康と安全を第一に考えて、小中高等学校さらには特別支援学校の臨時休業の要請を行った諸課題に対して責任を持って対応するというので、学校給食の停止に対応するというので212億円を措置してございます。

全国学校給食会連合会を窓口、3月2日から春休みまでの間に行った臨時休業中の学校給食費について、保護者負担にならないようにということで学校設置者に要請が来

ています。これに基づきまして、若干遅れるのですが3月26日に全国学校給食会連合会の方から今後のスケジュールと、さらには申請方法というような形で通知がありました。

それに対して本町につきましては、3月に実施する予定でありました、パン食1回、麺食1回が該当するというので16万4000円の歳出。さらには、歳入ではその75%を全国学校給食会連合会が補填するということになりましたので、こういった形で進んでいる状態でございます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○1番（川村義春君） 歳出で組まれた16万4000円については、外注された食材提供業者への補填という意味合いがあると思いますけれども、16万4000円は、実際給食センター自体は私会計ですよね。私会計に入ってそこから業者のほうに支払うと理解していいですか。

○議長（波岡玄智君） 給食センター所長。

○給食センター所長（舟橋正誓君） 言われるとおり、私会計の方にこれを補助して、私会計の方で処理させていただくという形になります。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

10番渡部議員。

○10番（渡部貴士君） 商工振興に要する経費の件でお伺いたします。事業主ということで、商工会に加盟してない事業主の方もいらっしゃるかと思うのですが、もし把握しているのであればその件数と、その中で申請があったかどうかをお伺いたします。

○議長（波岡玄智君） 商工観光課長。

○商工観光課長（戸井洋典君） この事業主につきましては商工会の加入は関係なくやっております。件数につきまして区分けしてなかったものですから、今押さえていないので後ほど示したいと思います。

○議長（波岡玄智君） 渡部議員。

○10番（渡部貴士君） 後ほどお知らせいただくということで、あとこの給付の対象ですけれども、あくまでこれは町の場合も国の場合も前年対比ということになりますよね。ただ、個人の事業主で今年度から開業しようとしていた方も、若干いらっしゃるようなのですが、僕も個人的に問われたときに、あくまで前年対比なので確認してみます

ということしか、お答えできなかったのですが、もしそういった問い合わせがあった場合、商工会にお伺いしたほうがいいのか、こちらの商工観光課の方に来てもらったほうがいいのかというのはいかがでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 商工観光課長。

○商工観光課長（戸井洋典君） 支給規則につきましては、浜中町に住所を有して、かつ1年以上継続して事業を営んでいるものとなっていますので、これからという方はちょっと対象外かなと思いますけど、相談窓口は私どものところでよろしいです。

○議長（波岡玄智君） 5番加藤議員。

○5番（加藤弘二君） 先ほど2番議員そして10番議員から質問があった、その事に関連で質問したいと思います。この専決処分の議案については、3月13日に全員協議会が開かれて説明があつて、協議会でよしということになってから、お金が希望する人に渡るまでの時間がとっても早かったなと思います。13日に全員協議会を開いて、翌日に商工会と町長部局がお話をして、申請の受付から支払いが私の記憶では3月20日から21日に、50万円、100万円とお金が届けられたと聞いて、この進み方はとっても早かったので、どこの町村よりもいち早くこういう取り組みができたのは、本当に感動いたしました。このコロナの問題で学校が休校になったりそういう状況からして、それじゃあ個人の業者はどうなるんだということから、この前の町長の、「一番困っている人に焦点を当てて支給をするんだ」という言葉が印象に残っているのですが、今回このように取り組めたのは役場の職員が、地元の経済の状態、個人でやっている人たちの経済の状態をしっかりと掴んでいなければこういう案というのは出てこなかったのではないかと思います、その点どういう取っかかりでこのような案が出てきたのかということが1点です。

それからもう1点ですが、こういう素晴らしい町と商工会の連携した取り組みがあるにもかかわらず、会社としてこのことに取り組まなかったり、あるいは、従業員のために、働かなかった分の給与を補填するような取り組みはあつてしかるべきだと思うのですが、そういったすべての業者や働いている人に、こういうお金が町から渡っていかなかった、あるいは今回のこの場面ではなくて、国からの追加の、先ほど釧路のサポートセンターのこともあるのですが、そういう部分で救われることになるのかどうかですね。その辺今回の50万円、100万円を支給されるべき人が支給されていないということについて、町はどんなふうにご考えておられますか。

○議長（波岡玄智君） 商工観光課長。

○商工観光課長（戸井洋典君） まず1点目のどうしてこのような案が出たかということですが、これにつきまして国の持続化の補助金がございます。個人事業主100万円、法人200万円とあるのですが、この国のお金を待っているのはいつになるかわからないと。いつ出るかわからないので、つなぎ資金として早急に欲しいということで商工会から要望がございました。町としましても、国の補助金を待っていたらいつになるかわからない状況でございましたので、早急に出せるような体制をつくらせていただきました。

給与の補填の関係でございますが、これにつきましては完全休業しているという商工会からの情報でございますが、完全に休業しているのはスナック関係8店舗ですね。ここは完全に休業してはいますが、平素から使われている方は繁忙期やパートタイムで雇われているそうなので、普段はママ1人でやっていて、忙しいときにだけ頼んでいるので、それを糧にしている人はまずないのかなということでございます。

あと従業員で休業を余儀なくされたのが湿原センターとゆうゆでございますが、これにつきましては、後ほど雇用調整助成金を要望することになってございます。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○5番（加藤弘二君） 早い取り組みで皆に喜ばれているというのは、わかるんですけど、この50万円、100万円というお金は、それぞれの店が今後また仕事を続けていけるかどうかという中で、ダメージを受けてこれで辞めようかと思うところに50万円、100万円というのは、言葉はあまりよくないけれども転がり込んできたというか、町がそういう制度を作ったということにとっても感謝しているのではないかと思うのですが、そういう声を直接受けておりますかと。要するに、みんなが喜んでくれて町も良かったなと町民と一緒に喜ぶ予算になったかどうかという点を、町長のところにたくさん話は入っていると思いますが、その辺もお願いしたいと思います。

それからもう一つ、先ほど言ったのは水産加工場なのです。昔は築地、今は豊洲の市場が全面的に休業していたかわかりませんが、店によっては開いている部分もあったかもしれませんが、そこにずっと出しているところで、見ていると労働日であるのにもかかわらず、ある業者は全く車が停まっていなくて休業だと。ある業者は、どこかに売り先があるのか稼いでいるというようなところですね。そういうものを受けないの

かどうなのかと1、2件訪問いたしました。1件は社長と会って、これから受けるつもりでいると言っていました。もう1件は、いくら行っても、社長に会う時間も決めて行ったのですけれども誰もいなくて、もぬけの殻だったというか、全然こういうお金の受け取りを考えていないのかなと私自身は思ったのですけれども。会社はいいかもしれないけれども、働いている人がもう3万円でも5万円でも多くもらえればいいという時期に、温かさに触れることができなかつたというのは、とっても寂しいことだなと思うので、この辺の水産加工場の会社の姿勢というのは、どんなふうに町としては受け止めておられますか。

○議長（波岡玄智君） 商工観光課長。

○商工観光課長（戸井洋典君） 2点目の水産加工の関係でお答えいたします。私どもに來ている資料では水産加工業者につきましては、今後補助申請するという事で商工会の方から聞いております。今後7社が申請する予定となっております。先ほどのウニの関係でいけば供給が多少減っています。3割から5割程度減っている状況でございますので、その分やはり仕事は減っている状況ではございますが、完全な休業という形ではございませんので、仕事量は減っていますが、休業状態ではないということで捉えています。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） 町独自の支援のあり方ですけれども。まずやはり3月になって人事異動があり、教員も町職員も含めて普通でいったら歓送迎会をやるのですが、まずそれが全面的にストップしたことは誰が見てもわかるし、飲食店も含めてそこが1番きついのだろうと。そしてスナック関係は1番の収入源がこの時期なんです。3月4月がゼロになったら、1年間の収入は半分以上も減るといふことかなと。そういう意味で、直接来たといふことは、私のところにはありませんでした。ただ、そういう声が聞こえてきている。そして回りを見るとそういう状況になっている。それは会社もそうですけれども、そういう形で1番困っている人に支援しようと。その支援は、将来しっかり継続してもらいたいといふことも含めての話ですから、今その支援をしなかつたら、やめてしまうといふ可能性も十分わかっていましたから、今、とりあえずその支援をさせてもらって、今、自粛は解けましたからこれからさあ行くかとなつてもそう簡単には戻らないと思っています。その様子をこれからも見ていきたいと思ひますし、今後そういう事があればまた検討していきたいと思ひています。あくまでも1番困っている人たちにま

ず支援していこうという考え方でありました。以上です。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） これで質疑を終わります。

これから、報告第7号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから報告第7号を採決します。

お諮りします。

本件は承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第7号は承認することに決定しました。

◎日程第12 報告第8号 専決処分の報告について

○議長（波岡玄智君） 日程第12 報告第8号を議題とします。

本件について提案理由説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 報告第8号「専決処分の報告」について提案の理由をご説明申し上げます。

この度の一般会計の専決処分につきましては、国の「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」として実施されます「特別定額給付金事業」について、特別定額給付金及び関連経費を増額するもので、歳入歳出の予算補正を、4月24日付けをもって専決処分させていただいたところであります。

補正の内容といたしましては歳出では、2款総務費「特別定額給付金交付に要する経費」で、特別定額給付金5億7000万円とその他付随する関連事務費を計上し、総額5億7807万2000円の補正となります。

一方歳入につきましては、全額国からの補助金を充てております。これにより、補正

後の歳入歳出予算の総額は、116億1150万2000円となります。

以上、提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） これから報告第8号の質疑を行います。

2番田甫議員。

○2番（田甫哲朗君） この10万円、さきほど6月5日時点での説明がありました。かなり高い確率で既に給付されているのかなと思いますが、残りの何十件については今後の見通しといたしますか、それとも申請自体がないのかどうか。あわせて100%を目指すものだと思いますけれども、辞退する方もおられる中での残りの件数についての詳細を教えてくださいたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金澤剛君） ただいまの御質問にお答え申し上げます。先ほど町長の行政報告でもございましたけれども、申請の受付件数は先週金曜日6月5日時点で2414件。その後、若干出てきているので、2420件とっていただければと思いますけれども、そうしますと残り50数件が申請書未提出という状況になってございます。今回の特別定額給付金ですけれども本町の場合につきましては、5月15日から受付を開始しておりまして、3カ月間が受付期間となっております。15日からですので、来週の頭でちょうど丸1カ月になるころですけれども、タイミングを見て防災無線なりで申請忘れはないですかという周知をさせていただく予定でございます。それで様子を見ながら、小さな町でございますので、本来個別に電話対応するというのは、これは当然大きな町ですと無理ですし特殊詐欺とかそういう事例もありますので本来は控えるべきなのですけれども、そこら辺は小さな町の有利な点を生かしつつ、臨機応変に対応して100%を目指したいと考えているところでございますので御理解いただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○2番（田甫哲朗君） そうなんです。申請自体が来ていないという中で私が考えるのは、例えばひとり暮らしの高齢者の方に郵送で書類がきましたと、中身は開いたけれども何やら文字がいっぱい書いていて申請できないというか、そのまま放置されているケースもあるのかなと思うのですよ。それ以外ではあとは辞退する位しか考えられない。ましてや子育て世代などでは、よもや申請忘れなんてことは考えられないので、何

が原因かと考えられる原因をつぶしていく作業も親切かと思うので、ぜひ関係方面で連携して取り組んでいただきたいと思いますのでよろしく答弁いただきます。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金澤剛君） 本定額給付金につきましては、特別定額給付金対策室という臨時の窓口を設けさせていただきました。指揮は私が執ったところでございますけれども、一つの課で集中的にやるというのは困難だったということから、各課から6名の職員を集めて対応したところです。当然、申請されていない方のリストは出ます。どうしても、住所はあるけれども海外にいて戻って来る見込みがない人とか、そういうのはどうしようもない状況にあるんですけれども、そういった状況ですとか、議員おっしゃいますとおり老人1人の家庭だとかそういうのも名前を見ればわかります。あとは福祉施設に入所されている方とかそういった情報も、福祉保健課等と連携をとりながら、先ほど申し上げましたとおり小さな町なので、あの方だったら家族は誰だよねというのもわかります。そういったところは臨機応変に対応して何とか100%に向けていきたいと思っておりますので御理解いただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

1 番川村議員。

○1番（川村義春君） 今の新型コロナウイルスの感染症緊急対策として実施されたこの給付金制度ですけれども、これに関連して実は今朝の新聞やニュース等でやられていましたけれども、4月27日を基準日としてそれ以前に生まれた方を対象とすると。ところが札幌市が、緊急事態宣言を解除した5月25日までに延長して給付するというニュースが行われていたのですけれども、その辺はご存じでしょうか。それに対して、もしそういう対策を第2弾とする市町村が出てきたとすれば、本町についてはどういう対応をするのか。私はあくまでも基準日ですから動かすべきではないということで全員協議会の折に、子どもが生まれたときの誕生のお祝いとして積み木をプレゼントする時にはっきり基準日を設けて、それを動かすべきでないという話をしたわけですが、今回札幌市のそういう動きがあり、それに倣って各市町村が動き出すということがあったら、うちの場合はどう対応をするのかを聞いておきたいと思えます。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金澤剛君） ただいまの御質問にお答え申し上げます。議員おっしゃるとおり4月27日の基準日、これは守る。というか守らなきゃいけないのかなど。札

幌市の5月25日、例えばですけど、それじゃ5月26日に1日違いで生まれた人はどうなのという問題が発生すると思うのですよ。ですので、それを考えるとこれはちょっと難しいのかなと。そのために国は4月27日を基準日と固定したと捉えております。もし何かするのであれば、今回10万円と別の方策で総合的に考えるべきであって、給付金基準日の4月27日を1カ月延ばすとか、あるいは、40日延ばすとか、そういう取り組みにはならないのかなと考えているところでございます。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○1番（川村義春君） 私の考え方と全く同じであります。そういう給付の仕方をすべきではないと思っていますけれども、最近管内町村でもその支援策の第2弾という形で、全町民に対して消費拡大のための支援金を交付するという動きがあります。浜中町としても、今1番大変な時期に給付された物以外として消費拡大を図るという意味での、全町民に対する支援策というのは考えておられるのかどうか、その辺を伺っておきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 副町長。

○副町長（齊藤清隆君） ただいまの議員の御質問にお答えをいたします。第2弾の支援対策ということで町長ともお話をさせてもらっておりますけれども、今町民が何を求めているのかを見極めながら、より効果的で即効性のある策を、町民目線で今後検討したいと考えておりますので御理解を願います。

国の二次補正もまだ審議中でございますので、それが出た段階で具体的に取り組みを考えていきたいと思っております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○1番（川村義春君） 本当に町民にとって一番大事な、町民目線で対応していくということで、国の二次補正というか対策が出てきていますからそれを踏まえてということもわかりますが、ある程度町民に対してこの時期までにという方向は出すべきかと思うのですけれども、出せなかったら出せないでいいのですが、出せるようであればその時期を明確にさせていただきたいと思っております。どうですか。

○議長（波岡玄智君） 副町長。

○副町長（齊藤清隆君） 町民の消費拡大という面も含めまして、例えば商品券になるとか、近隣でもそういった意見が出されていますが、ただ商品券にしてしまうと消費される業者・業種が限られてしまって不公平感も出るという考えも当初からございませ

て、その辺見極めながら、時期については今は申し上げられませんが、前向きに検討してまいりたいと考えておりますので、御理解願います。

○議長（波岡玄智君） これから報告第8号の討論を行います。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから報告第8号を採決します。

お諮りします。

本件は承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第8号は承認することに決定しました。

◎日程第13 報告第9号 令和元年度浜中町一般会計繰越明許費繰越計算書の
報告について

○町長（松本博君） 日程第13 報告第9号を議題とします。

本件について提案理由説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 報告第9号「令和元年度浜中町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告」について提案の理由をご説明申し上げます。

繰越明許費の事業につきましては、令和2年第1回定例会において、「霧多布港海岸陸間改良工事」、「避難施設等建設工事監理業務委託料」、「避難施設等建設工事」の3事業について、事業の性質上いずれもその実施に相当の期間を要し、かつ、事業が年度内に終わらない見込みから、地方自治法第213条第1項の規定に基づき、あらかじめ翌年度に繰り越して使用する繰越明許費の議決をいただいたところでありますが、5月31日の出納閉鎖により翌年度への繰越額が確定したことから地方自治法施行令第146条第2項の規定により、計算書を調製し報告するものであります。

なお、令和2年度への繰越額は9339万円で、繰り越す財源は、国庫支出金で818万9000円、町債で8450万円、一般財源で70万1000円となります。

以上、提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご承認くださいますようお願い

い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） 本件に対し質疑があればこれを許します。ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） これで報告を終わります。

◎日程第14 一般質問

○議長（波岡玄智君） 日程第14 一般質問を行います。この際暫時休憩します。

（休憩 午前11時59分）

（再開 午後1時00分）

○議長（波岡玄智君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

通告の順番に発言を許します。

1 番川村議員。

○1番（川村義春君） 通告に従い一般質問を行います。

一般質問の最初ですけれども1点目は、新型コロナウイルス感染拡大で、学力格差の懸念はということでお聞きします。

新型コロナウイルスの感染拡大防止で長期休校となっていた小中高校は、緊急事態宣言が5月25日に全面解除されたのを受け、6月1日から学校が再開しております。まだ完全に感染が収束していない状況の中で、本町児童生徒の学力格差が懸念される。

以下、質問いたします。1点目、長期休校は本町の教育環境にどのような影響がありましたか。また、休校中に行った家庭学習の実態を説明いただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 指導室長。

○指導室長（渥美清孝君） まず、臨時休業の影響について御説明いたします。昨年度3学期後半の臨時休業は、令和2年2月27日から終了式が行われる3月24日までの27日間とし、その間18日分の授業日が休業となりました。この間、卒業式や修了式について参加者を限定した形による分散登校を実施いたしました。

今年度は臨時休業を4月20日から5月31日までの42日間とし、この間26日分の授業日が休業となりました。この間6回の分散登校を行いました。

今、申し上げた昨年度18日分、今年度26日分の授業日が減ったことによりその期間、通常の学校教育活動を行うことができませんでした。令和元年度においては、臨時休校が年度末だったため、本来学ぶべき内容をほとんど終えていたことが幸いではありましたが、一部教科の内容と年度のまとめの学習が十分できないという影響がありました。令和2年度においては、年度始めの行事や学習を計画の通りに実施できないという影響がございました。

次に、家庭学習の実態について御説明いたします。令和元年度2月から3月にかけては復習を中心として、令和2年度4月から5月にかけては復習に加えて、教科書やドリルなどを用いながら新しい学習にも取り組みました。どちらも児童生徒の学習に著しい遅れが生じないように、学校と家庭との連携による家庭学習用の課題やプリントによる学習が中心でした。その際、留意しましたのは、学習状況をなるべくこまめに把握する為に担任から家庭に電話をしたり、課題やプリントの回収の頻度をなるべく高くしたりするような工夫を行ったところでございます。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○1番（川村義春君） ただいま室長から影響と休校中に行った家庭学習の実態をお聞きいたしました。いずれにしても休校は、全部合わせて27日と42日で69日が休校になり、そのうち休業日が2月27日から3月24日まで18日間あって、4月20日から5月末までの間26日間あったということで、この休業日というのはよく私は分かりませんが、休業日というのはどういう位置づけなのですか。土曜日とかそういうものではなく例えば、文化祭とか学校行事のこと言っているのですか。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○指導室長（渥美清孝君） 授業日です。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○1番（川村義春君） 休業日ではなく授業日ですか、聞き漏らしまして失礼しました。

それと、休校中の家庭学習の関係ですけれども、計画通り実施できない状態もあったということで、その対応としては復習や教科書ドリルあるいは家庭学習のプリントなどを用いて学習状況を把握したということですが、それはいいのですけれども、例えば冒頭で言ったように指導要領で定められた学習内容が、どの程度きちんと出来たかということで、分散登校もしているとは思うのですけれども、その中で予定通りの学習が出来たのかどうか、その辺を改めて教えて下さい。

○議長（波岡玄智君） 指導室長。

○指導室長（渥美清孝君） 臨時休業中の学力の状況の把握でございます。当然予定していた授業が出来ていないという状況ですので、現時点では本来この期間にする予定だった学習が十分になされていない状況であるのは間違いございません。ただ、その状況をまず把握するということが大事でございますので、臨時休業中に出した学習課題を回収して、その状況を各学校で見て、または子どもたちから話を聞いてどの程度今の時点で学習がきちんと行われた状況になっているのかを把握している状況でございます。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○1番（川村義春君） 家庭によっては児童生徒の学習の遅れや生活の乱れ、これを心配する保護者も多いと聞きます。授業数を確保するために、今後遅れを取り戻すといえますか、そういう時期に何日くらいの日数が必要と思っておりますか。その辺を教えてください。

○議長（波岡玄智君） 指導室長。

○指導室長（渥美清孝君） 現状、遅れている学習を年度内にきちんと保障ということが、まず私たちに課せられた課題でありますし責務だと認識しております。先ほど申し上げた臨時休業中に短くなってしまった授業日数については、夏休みや冬休みの長期休業中に授業日を設定しまして、年間を通して無理なく学習内容が定着するような日数を計画しております。具体的に申し上げますと、夏季休業につきましては、27日間の予定から10日間に短縮をいたします。冬季休業につきましては、21日間の予定から12日間に変更いたします。それ以外の日を授業日といたします。結果は、年間を通して先ほど申し上げました潰れてしまった授業日を除いて、年間で204日間の授業日を今年度は設定する予定であります。この204日間という授業日につきましては、通常の年度であれば十分1年間の学習内容を子供たちに伝えることができる日数になっているところでございます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○1番（川村義春君） 文科省が示した休校で不足する授業日数は最大で45日程度と言っています。お聞きしたいのですけれども、この45日は授業日数だけであって、学校行事は入っていませんよね。それで今指導室長から言われたように、年度内に現状としては授業日数を保障する必要があるということで、夏休みが27日間の予定を10日間に縮め、授業を進めるということでしょうけれども、それと冬休みが21日間から1

0日間に変更するという事で、年間204日間を設定すれば十分対応できるということで分かりました。そのようなことで、生徒の動向とかもきちんと捉えやられているなと思っております。ありがたいことだと思っています。

2点目の質問にも重なるのですけれども入らせていただきます。家庭環境によっては児童生徒に学力格差が生じていないのか。例えば、極端なこと言うと所得の多い家庭については自らが塾に通うとかで補っている部分があったり、あるいは低所得者の子供たちについては、ドリルも買えないとかそういう部分があって随分格差は出てくるかと心配しているわけです。そんな検証が必要であって、個々に応じた指導が今後必要になってくるのだらうと思っていますが、授業再開のガイドラインの留意点が、道教委から示されていると思いますけれども、学力をはじめ学校生活の空白を補うための具体策、先ほどの夏・冬休みの休校も絡んできますけれども、もう一度その辺の考え方といいますか、対応についてお知らせいただきたい。

○議長（波岡玄智君） 指導室長。

○指導室長（渥美清孝君） まず、先ほど申し上げたように現状把握が大事でございます。したがって、児童生徒から提出された課題やプリントの評価を行っているところとご説明しましたが、加えて小学校においては単元ごとのテスト、中学校・高等学校においては定期テストなどによって継続的に学習状況の把握に努めて、すべての児童生徒が漏れなく、学習指導要領に示された各教科内容等を身につけさせることを目指して、家庭環境に児童生徒の学力差が生じないように取り組んでいるところでございます。まずは日数をきちっと保証した上で、その中で年度中で指導内容を入れ替えたり、場合によっては重点化を図ったりして子供たちの不利益が生じないように、学校と連携して取り組んでいるところでございます。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○1番（川村義春君） ありがとうございます。道教委から学校再開の留意事項として学びの保障の観点から、児童生徒や教員の感染が判明しても直ちに地域一律に一斉休校はしない、時差通学や分散登校を選択肢とするようにとありましたが、本町についてもそういう方針でいくのかどうか。

それと子供たちにとってはとても大事な文化祭とか運動会や修学旅行。特に修学旅行は3年生と6年生にとっては、一生の思い出になる部分が出てくると思います。行事に対する対応の仕方についてお知らせいただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 指導室長。

○指導室長（渥美清孝君） 今のお話にありましたとおり、道教委からは例え感染者が出た場合においても一律に休業とするのではなくという指導を受けております。本町においても現状を把握し、併せて新型コロナウイルス感染症の拡大を防ぐための精一杯の対応した上で、学校を開いていけるような方向を探っていくという道教委の方針と重ねた形で進んでまいります。

学校行事につきましては教科の指導学習だけではなく、非常に子供たちの成長のために重要な意味を持っているものでございます。基本的にはなるべく実施できるような方向性を持っております。3密を避けるという観点から実施の方法を変えて、多くの人が集まらないように工夫をすとか、あとはこれまで文化祭で行っていた発表の内容を工夫して、現時点でできる内容に変えて行っていくことを考えながら、なるべく予定していた行事は実施する方向性で考えております。これは修学旅行・宿泊研修もしかりでございます。ただ、運動会につきましては、実施時期が6月、7月という時期でございました。4月5月の段階で判断しようとした時に、十分な練習の時間も取れないし、今の状況が1カ月前ではどうなっていたか分からない状況でございました。もし運動会を実施の方向であると動かした場合、その他の教育活動に大きな悪影響を及ぼしてしまうことを考慮しまして、大変苦渋の決断であったのですが、行事としての運動会・体育祭は6月、7月においては中止をするという判断をさせていただきました。ただ、それに代わる形で例えば参観日に子供たちの運動の様子を見てもらうとか、体育の様子を見てもらうような形での実施というのは、各学校で今後工夫されるかと思っております。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○1番（川村義春君） 本当に適切な答弁をいただいたと思っております。家庭の経済状況などによる学ぶ機会の格差を解消するために、今定例会の補正予算の小中学校ともにGIGAスクール構想の実現に向けた通信ネットワーク整備工事として、パソコン購入費8500万円が計上されておりました。今後この内容については、予算審議されるものと思っておりますけれども、このパソコンや通信ネットワーク整備をすることによって、全町の小中学校のオンライン授業が可能になるのかどうかを伺っておきたいと思っております。

それと、高校についてはパソコンが相当普及されているように思っています。これも

道教委と関連した方向で町立高校と言っても道と連携しながら授業をしていると思いますが、高校はどう思っていますか。オンライン授業が出来るのかどうかも含めて、できれば教育長の方から答弁をいただければと思います。

○議長（波岡玄智君） 指導室長。

○指導室長（渥美清孝君） 今のお話にありましたとおりオンライン授業につきましては、子供たちの臨時休業中の学習支援において大変有効であると言われております。文部科学省もできる限りその方向性を進めるように指導を道教委、並びに私たちにしていただいているところでございます。

5月下旬にICTの家庭における環境の調査をいたしましたので、その結果についても御説明させていただきたいと思っております。まず、家庭環境にインターネット回線がない児童生徒につきましては小学校で12.6%、これは32名にあたります。中学校において13.1%、これは17名にあたります。高等学校で21.8%、これは17名にあたります。町全体でおきましては14.3%、これは66名にあたります。14.3%の児童生徒の家庭にインターネット環境がございません。ただ、このインターネット回線もほとんどがADSLもしくはポケットモバイルWi-Fiということでございます。特にオンライン授業に必要である光回線に限定して考えますと、自宅に光回線が引いてある児童生徒につきましては、小中高合わせまして106名でございます。この106名という人数は全児童生徒の22.9%にあたります。したがって町においては22.9%の児童生徒においては家庭に光の高速のインターネット回線がございますので、ここにつきましてはオンライン授業をするにしてもかなりスムーズに進めるという状況でございます。そういう状況でございますので、正直今の段階でオンライン授業を全町一斉に進めるということは、一定の課題を持っているところでございます。

○議長（波岡玄智君） 管理課長。

○管理課長（舟橋正誉君） 議員から質問がありました、補正予算の学校のコンピューター整備ですが、今室長の方から答弁しましたインターネット回線の部分になりますが、今回、後ほど審議していただく一般会計のパソコンの関係につきましては、学校内のネットワークと1人1台当たるような端末の購入という形になりますので、外部に出るものではないということで校内整備ということで押さえております。

○議長（波岡玄智君） 教育長。

○教育長（佐藤健二君） この度のコロナの感染症によりまして、長い期間に亘って各

学校が臨時休業いたしました。やはり学習状況がなかなかスムーズにいかないということで多くの影響を受けたわけですが、その中で各学校の先生方は色々な課題等を出して、また受け取るなど貴重な教育活動をしていただいたわけですが、その中にオンライン学習等の双方向のやりとりが可能になるICTは、やはり教育委員会としても強く望むところであります。

また、コロナによらず災害等の状況においても非常に有効な手段であり、今後の子供たちの学習活動を考えた時に個別の活動が可能になるようなツールがどうしても必要になってきます。また浜中町としましては各学校が小規模でありますので通信機能を活かしながら、他地域の同じような環境の学校と様々な交流ができる可能性も多いに出てくるということで、そういう面では今後是非オンライン学習に向けての取り組みをより進めていきたいなと思っております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○1番（川村義春君） 今教育長の方から3点目に質問をする内容についてのご答弁をいただいたような感じがしておりますので、そういうことで押さえておきたいと思っております。教育長の方もオンライン授業は有効であると言っていたので、教育長からの答弁はいいです。それでオンライン学習の導入等に向けて設備面の課題と高速通信網の実態について町の方から答弁がいただければと思いますのでよろしく願います。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金澤剛君） それでは私の方からの本町の高速通信網の実態の関係について御答弁申し上げます。現在の本町の整備状況を申し上げます。学校におきましては霧多布小学校・霧多布中学校・霧多布高等学校の3校含むいわゆる市内局番62局の地域に限定されておりまして、そこは光が提供されている区域ということになっております。その率なのでありますが、平成30年度末現在におきまして35.94%。その後、昨年度ですけれども令和元年度に湯沸地区と琵琶瀬地区に提供が開始されていまして、40%強くらいにはなるのではないかと押さえているところでございますけれども、62局以外の区域は未提供ということで押さえているところでございます。そういう状況でございますのでリアルタイムでの動画配信によるオンライン学習を全体通してというのは当然難しいのかなと押さえているところでございます。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○1番（川村義春君） オンライン学習を含めて光回線の導入についての実態といえますか、それを今、企画財政課長から説明いただいたところであります。総務省が発表した光ファイバーの整備状況が出ていますけれども、本町は道内で最下位です。報道上は35.94%ということで、こういうことから先ほど教育長からも答弁ありましたように早期に光回線の導入が必要だということのようであります。私は平成31年3月定例議会で検討事項としていた課題のその後はということで、再度質問をしまして31年度から新たな制度が創設されたので道通信局と協議する。その結果また6月議会でも同じように聞いたのですけれども、光回線整備のためのアンケート調査の回収率を高めてくれということをご自治会にお願いして回収率が上がったのではないかと思うのですけれども、その上でNTTと協議をしていくというものでありました。そういうことでNTTとの協議が進展しているのかどうか。進展しているとすればその内容について御説明をいただきたいと思っております。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金澤剛君） ただいまの御質問にお答え申し上げます。これまでの取り組み状況とこれまで予定していたものと、今国会で審議されている補正予算の中身も含めましてお答え申し上げます。

町長がNTTの方へ赴いております。答えとしてはNTTさんの方からは前向きに取り組むというお答えをいただいたところでございます。当初、今月中旬に光回線サービスエリア外の町民及び企業、団体等に対してサービスの利用希望調査を行うという予定でございました。これは予定どおりで、今月中の自治会配布で各御家庭に配布するとともに、企業等については郵便で送付するという予定になってございます。それによりまして利用を希望される方の人数それから利用希望場所の住所と必要の回線数などを把握した後に、必要な設備や光回線施設距離、整備の方法などをNTTと協議し概算の事業費を算出するというところで予定をしていたところでございます。

その後の事業ということで、令和3年度の実施設計、4年度の本工事ということで計画をしていたところでございます。現在、国会審議中でありましてけれども、国の第2次補正予算に高度無線環境整備推進事業として501億円が計上されております。全国的に高速ブロードバンド整備を進めるということで本町としましてもこの事業にのって、事業を前倒したいということで、NTTと協議をしているところでございます。当初、この事業につきましてもは事業主体を町と考えていたところでございます。しかし補助事

業なりますので、国の予算の関係もありますので事業を早期に実現しなければいけないということを鑑みまして、事業主体を町からNTTとしまして、町としてはNTTの行う事業に対して負担金をお支払いするという形で事業を推進していきたいと考えてございます。この負担金なのですけれども、補正予算は今定例会では計上させていただいておりません。次回ということになるかと思うのですけれども、9月の定例会では間に合わないことが想定されますので、予算の補正につきましては改めて臨時会等の御相談もしなければいけないと考えているところでございます。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○1番（川村義春君） 相当進展をしたということで、先が明るいなと思っています。それでお聞きしたいのは、501億円の高速通信網のお金を貰ってそれで事業を行うということですが、NTTが事業主体でそれで事業者は一体どのくらいで、過去に聞いた時は10億円ぐらいかかると聞いていました。その10億円を当時の情報通信基盤整備推進事業補助2分の1があるので、それでいくと半分の5億円。その5億円を1年ずつ過疎債や起債を使ってすれば、5年で整備ができるのではないのかという話を私はした記憶がありますが、今回一気にコロナウイルス対策の関連経費ということで、通信環境整備として学校関係含めてそれに使えるということですから、一気に前倒しして行われると思うのです。その事業に対して事業費、それから財源がどのようになるのかをお知らせいただきたいです。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金澤剛君） ただいまの御質問にお答え申し上げます。国の補助事業でございますけれども、自治体が事業実施する場合については補助率2分の1、民間事業者の場合について補助率3分の1ということになってございます。NTTの協議の中でございますけれども、あくまでも現段階でのお知らせをしたいと思います。消費税抜きの数字になりますけれども、現在想定されている事業費につきましては10億5700万円。当然10億5700万円の中には補助対象経費と補助対象外経費というのが含まれるわけでございますけれども、それに対してNTTが国から補助される額はおよそ3億円程度と伺っております。単純に計算しますと差額分を町で負担ということになるのかなと思うのですけれども、実は民設民営ということになりますのでNTTで整備した後に回線使用料等で回収できる部分がありますので、その分を加味するというところで現在の予定ではあくまで税抜ですけれども、4億9500万円程度を町に負担していた

だきたいというお話をいただいております。問題はその4億9500万円に対してその財源はどこから来るのかということになるかと思うのですが、地方創生臨時交付金がこういうものにも活用できますよという通知が来てございます。NTTが補助金を貰う額が上限になりますので、3億円程度ということになるかと思っておりますけれども、その3億円程度のうちの8割は地方創生臨時交付金の特別枠ということで、1次で6900万円ほど臨時交付金いただいたのですが、2次でその倍というふうになってはいますが、それとは別の部分の特別枠ということで、80%充当することが可能というふうに把握しております。4億9500万円から3億円引いた残りの部分については過疎債で対応という形で考えております。結果、事業実施する当該年度の一般財源の持ち出しはなく、今年度以降の過疎債を借り入れた場合の償還に負担が生じる形になると想定しているところでございます。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○1番（川村義春君） 財源の見通しも立ったと思っております、非常に嬉しい思いでございます。高速通信網の未整備地区には朗報でありますし、それから企業にとってもテレワークの気運が高まっているわけで、町のような自然環境のいい場所で例えば空き校舎を活用し、浜中町に来て仕事ができるという環境が光回線の導入によってできるわけです。そうことを含めると、産業振興の面でもかなり裨益するものと思っております。それで町長は今の財源を含めて何年間で実施するのか。今の臨時交付金とか地方創成交付金を用いて行うわけですから、本当に短期間だと思うのですが、この年度中に導入するというような決意を少し述べていただきたいと思っております。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） 少し経過をお話します。3月26日に札幌のNTTに行ってきました。その時に先ほど産業振興と言われましたけれども、農協の組合長さんにも同行を願いました。農協の組合長さんからも、今酪農家が要望していることを含めて強くNTTに要望したところであります。そういう意味では3月26日の段階では、今年は調査をして、来年は実施設計をし、着工が令和4年になると。そうすると令和5年から使えるということです。そこまで辿り着いて町長としては、やっと先が見えた公設民営の事業でありました。

その後コロナの影響も受けてブロードバント、それから教育の関係で、都会ではできるが田舎ではできないなどがずっと影響して、先ほど企画財政課長が回答したような形

になってきました。それも実際には、今週の月曜日です。NTTが本町に訪れて、そして今の話になってきました。そうなってくるとこれは補正予算ですから、補正予算ということは今年お金を貰って、せいぜい事業を繰越しても令和3年にやらないといけない事業ということは、当初3月の段階では3年かかったのが、逆に言うと2年でやらなければならないことになったというのが今の実態です。その辺の意味からすると、NTTさんが来てその話をもらいましたけれども、町長は3月にNTTに行き、北海道の支店長と会ってお話をしたという事がしっかり生きています。今事業をやろうと手をあげているのは浜中町ぐらいですから、逆に優先的に来るのではないかと考えています。それと今度は公設民営から民設民営になっているということですから方式も変わって負担金事業になってくるので、そのことも含めて期待もしていますし、コロナの影響を受けて教育も含めて、それから産業も含めてそういう方向に移ってきたのかなと考えております。今はそういう状況です。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○1番（川村義春君） 町長から決意のほどを述べてもらいましたがコロナのお陰でICT環境が整うということで、3年度中にできるとのことで大いに期待をして、次の質問に移りたいと思います。

2点目の質問は、太陽光パネルの設置規制条例、正式には太陽光発電施設の設置に関する条例ですけれども、これを6月定例に制定するという町が道内にあります。その条例の内容を把握しておりますか。それと併せて関連するものですから、本町の景観条例で景観計画策定についてずっと質問し続けているのですが、結果として令和4年4月から施行したいという目標を持っていただきました。それまで待っていればいいのですが、太陽光の10キロワット以下であれば問題ないのですが、現在榊町の一部ですとか仲の浜の海岸前をブルドーザーで押して、メガソーラー的な開発をしようとし景観が破壊されようとしています。民有地ですから文句も言えないし規制もできないわけですが、景観は浜中町の観光資源ですので、訪れる観光客が車の中から見ることができる環境を阻害するようなものをできるだけ規制していきたい、という思いからずっと言い続けたのですけれども、道内でいいますと胆振管内の厚真町です。厚真町が6月の今定例会に提案したいということです。聞くところによると、今回はできなくて9月に持っていったという動きもあるようですけれども、いずれにしても提案するというものですから、私が言いたいのは、できるだけ機構改革などを行って、今担当している部

署が重荷にならないように、職員の適正配置を実施するべきだということです。それは過去にも言っていました。それで今年度については今の光回線の部分の担当になってくるのだらうと思いますし、国勢調査の年でもありますから今年度は無理だなということも含めて令和4年までの間でもいいから単独で10キロ以上発電する太陽光パネルの設置規制条例を太陽光だけでなく、風車も含めて規制するような条例の制定をするべきではないかと質問をしておりますので、答弁いただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金澤剛君） ただいまの御質問にお答え申し上げます。お気遣いいただきまして、大変ありがとうございます。一般質問をいただきまして町の方で確認をさせていただきました。議員おっしゃるとおり胆振管内厚真町でございます。想定される条例の名称は太陽光発電施設の設置に関する条例ということで、お聞きしたところによりますと、6月5日までパブリックコメントを実施しているということで、6月の定例会には間に合わないと聞いております。今の予定では9月の定例会で条例制定の提案をしたいと伺っております。厚真町は何でこれをしたかということもございまして、分譲住宅地に近接する950平米を周りに相談することもなく、ドンと建てられたとことで、住民とのトラブルがあり今後はそういうことを避けるために条例制定に向かったと伺っております。この条例ですけれども、太陽光発電事業が地域と共生の中で安全安心に生活環境確保をしながら推進できるルール作りを目的としているということでございます。本町においても同じようなことが言えるのかなと思います。先ほど議員にお気遣いいただきましたけれども、光が前倒しということになりましたので民設民営とは言えども本町の業務も多くなります。まして今年度は国勢調査10年に1度の本調査の年でございます。そういうことで景観条例の策定、4年と言っているところなのですけれども、ちょっと苦しい部分も正直言って発生してきている状況でございます。そのようなことも受けながら、さりとて何も手をつけないということにも当然なりませんので、今回のこの条例について、いつとは申し上げられませんが、制定できるよう前向きに検討させていただきたいと思います。景観条例ができるまでの一時しのぎという形になるかと思いますが、何らかの方策として活用することも可能だと思いますので前向きに捉えさせていただきたいと考えているところでございます。

○議長（波岡玄智君） 2番田甫議員。

○2番（田甫哲朗君） それでは通告に従いまして質問させていただきます。まず1点

目は、婚活支援に関する町の取り組みはということで、数年前から婚活支援については議員が個々であったり、委員会の調査報告中で少子化対策、後継者対策の一環として婚活支援事業の実施が必要であると求めてきました。その中で特段具体的な施策が見出せないまま、株式会社ビオラの協力もあり商工会が実施した首都圏女性との交流事業がございました。それで、ここで確か8組ぐらいのカップルが成立したと、もっと多かったような気もしますけれども、その結果は僕の知っている限りでは1組が成婚まで至ったという結果がございます。婚活支援について以前、町長の答弁の中で本人及びその親が本気で真剣に取り組まなければ、これは難しい問題だということで、確かにそのとおりであるなという思いもその時は共有いたしましたし、現実もそうであろうと思います。ただ本気で取り組むということは誰もお嫁さんが欲しいとか、逆に嫁に来たいとかという思いを持っていると思うのです。ただそのきっかけとなるものがなかなか見出せないのが現代社会かなと思っております。そこで、本気度を引き出すためのきっかけ作りとなる取り組みを行政施策として実施している所が、全国数多くある中で、尚の事本町としてもそういう取り組みが必要なのではないですか、ということをご報告させていただきます。そんな中、ビオラマリッジという会社が、会員登録制の結婚相談所と申しますか、支援事業を立ち上げて、本町に事務所を構えた関係もありまして、本町を拠点として近隣の管内まで網羅する形でこういう事業を進めて現在に至っております。コロナの関係で今現、在活動自体が休止となっておりますけれども、僕の知っている限りでは8月にはまた事務所も再開するという話も聞いております。ビオラマリッジが実施している婚活支援事業の会員登録制の内容と、それに伴う個人が負担する費用面についての内訳等を御説明いただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 水産課長。

○水産課長（細越圭一君） お答えいたします。昨年9月30日に浜中町内に事務所を構えて活動しております結婚相談所ビオラマリッジは、会員登録制の結婚相談所です。当初、入会金が高額との話があり先月より入会費を改定されたと伺っております。現在の料金は税込みになりますが、入会登録料3万8500円、5500円のシステム使用料及び8800円のサポート料で月額1万4300円、お見合い料が8800円、成婚しますと成婚料としまして22万円となっております。システムにより最適な出会いを個別にサポートし、お見合いのセッティングまでを行います。登録されている方は結婚への意識の高い方が登録されていますので、成功率は高いと考えております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○2番（田甫哲朗君） 改定になったのですね。僕は前の資料しか持っていないもので。どうなのですか総体的に。全体としては安くなったということで押さえていいのかなと思うのですけれども、それで高額と言えは高額かもしれませんけれども、自分の感覚からいくと10万円くらいかなと思うのですけれども、決して高額でもないのだろうと思います。仮に成婚まで至ったとしたら、それは投資ではないですけれども、十分活きたものになるのではないかと思います。それでこの3月議会で1番議員の質問に対し、この制度への加入を今後促していくという答弁がされております。それで、加入を促していく上での具体的な取り組み及び、今後入会しようという方の見通しと現在の浜中町からの登録者数が分かれば説明いただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 水産課長。

○水産課長（細越圭一君） お答えいたします。町内の産業団体では、結婚相談所のパンフレットの配布や青年部への呼びかけを行っていますが、加入者につきましては現在1名と伺っております。具体的な活動につきましては、ビオラからはプライバシーのこともあり情報は得られておりません。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○2番（田甫哲朗君） 3月議会の時に、現在1名ということで押さえておりました。その町独自の婚活支援というのはなかなか難しい中で、今回ビオラさんを交えた中で、前回の首都圏女性との交流事業とか民営がこういう事業を立ち上げることによって、道が開けたというか先が見えてきた。ただ、行政で取り組むことが難しく、なかなか進んでこなかったのがこの婚活支援だったのかなと押さえております。

以前、視察に行った先では行政がまさに取り組んでいた実態を目の当たりにして、行政の中にこの婚活支援をする部署を立ち上げて、相談者に対して事細かに言葉遣いから身だしなみから色々な指導して成婚に結びつけていくという行政の取り組みがあった中で、うちではどうなのですかということで質問している中で、結局、具体的なことが見出せないままこうして民間に実施してもらったと僕は思っております。せっかく民間が努力をして婚活支援事業を押し進めていこうという兆しが見えてきた中で、ビオラが立ち上げた当初に各産業団体を回ってパンフレットなりを配って、お願いしますという形で回ったのかなと思うのですけれども、その間行政としては実際何もしてないわけですし、そうやって産業団体には行ったけれども、なかなか応募はないし、問い合わせもな

いというような話をビオラさんからも聞いております。ですから行政としての立ち位置はどうかということでも今回質問をさせていただいております。それで、正直、町のホームページを見ても商工会のホームページを見ても出ていないのです。ビオラマリッジに関しての婚活サポート事業については他の町村ではホームページの1面に載っている町村もあります。事前に通告してありますからおびんキューピットという帯広信用金庫が実施しているものなど多々ありますけれども、単にまずはPR不足かと思いません。費用が云々の前に知らない人のほうが多いのではないかと懸念がありますけれども、そこはどう捉えていますか。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金澤剛君） PRの関係で御答弁申し上げます。ビオラマリッジのそういう取り組みをしているということも含めて現状としてなのですけれども、ビオラマリッジは民間業者でありまして先ほど成婚で22万円と若干安くはなったということですが、結果、営利を目的している事業者でございますので、その営利を宣伝することは行政としては難しいと捉えております。これは議員からの商工会の方でも無いというお話をさせていただいたところなのですけれども、行政ではなくて商工会などになると営利目的にしても宣伝することは可能と思うわけなのですけれども、現状として営利を目的としているということで難しいのかなと捉えております。営利を目的にしないで、その部分を何とかクリアできるのであれば、例えば地域貢献活動として行っているとかということならば、行政も大きな顔して手を取り合って宣伝し合うことは可能だと思うのですけれども、現状、営利目的で宣伝することによって業者が潤うというようなことは、行政としては難しいと考えております。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○2番（田甫哲朗君） 事前に通告しています。そのとおりだと思います。現状のままでは難しいのだろうと思います。ただ、おびんキューピットやとましんLLB会の例もありますけれども、地域貢献という形です。あそこ入会金は一旦預かりますけれども、退会した場合は返しますよという中で信用金庫が実施する結婚相談所ですから、地域貢献という目的が色濃いことから、十勝管内で今現在6町村が提携を結んでホームページ等でもこういう呼びかけをしているという実態があります。ただ、うちの場合は営利目的です。確かに一般の事業者ですから、営利が目的だから本町としては、PRも出来ませんと言う答え方だとこれまた進まないのかなと思っております。それで、いくら営利

を目的としている民間企業であっても、町の協力というのは模索できないのかなという思いもございます。そうすることによりまして、今まで行政がしてこられなかった婚活支援の道が開けてくるのかなという思いもあります。法律的に無理という話になるのか、それとも例えば行政がうちの町の現状を考えて是非この会員になってもらいたい、会員になることで成婚の可能性が出てくるのであれば、行政としてこの事業にはないけれども、例えば個人に入会金なり登録料なりを補助します、補助するから一生懸命婚活活動をしてください、という後押しするような制度を立ち上げることだけでも立派なPR活動にもなります。そういう方向で何とか本町で民間事業を活かした婚活支援の策は考えられないでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金澤剛君） 先ほど水産課長の答弁から始まったわけでございますけれども、これまで各産業団体と後継者確保のために婚活事業の必要性について、話し合いを行ってきているところであります。その中で婚活イベントの開催は参加者集めや参加者が人目を気にするというところで、イベント前後の参加者へのサポートの難しさなどもあるということで、今の若者に合ったマッチングサイトを活用した方がというお話もビオラマリッジというところなのかなと。まずは各産業団体や青年部など自主的な取り組みを行っていきましょうと話しかかれているところでございます。その中でいわゆる入会金等を補助するというお話ですけれども、個人にお配りするというか補助するというのは難しいかと思うのですけれども、当然産業後継者ということに主眼を置いていますので、産業団体と連携しながら産業団体を経由して全額とは言わないまでも、補助を検討することは可能だと考えております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○2番（田甫哲朗君） 前回の検討会の中でまずは各産業団体なり青年部なりの自主的な活動をいう答弁だったかなと思います。現状で今農協なのですけれども、町から120万円、農協から120万円を出す形ですずっと行っている婚活支援ございます。実際最近の現状は、例えば農協で婚活パーティーを開きますと言って企画しても、なかなかこの人を集めるのに苦労しているというのが実態ではないかと思えます。それで、帯広の場合ですけれども、おびしんさんと提携したことによって町が主催する婚活事業に対して、参加してくれる女性を会員の中から派遣ではないけれども、参加を促して参加してもらうというようなそういう支援策も生まれてくるわけです。ですから後段、企画財政

課長が言ったように個人には直接は無理だけれども、産業団体を經由して、例えば町で全額ではなく一部でも負担し産業団体としてもその分の負担というのが当然あっていいのかなと思います。実際に以前農協で実施していた事業もなかなか現状、成果が見えてこないという中で、色々なあり方を考えるべきではないでしょうかという形で前回は質問しております。是非産業団体と結んで民間の事業者ビオラマリッジというシステムを最大限に活用する形で1組でも2組でも成婚できるよう、現状打破をするために結婚したいなと思っている若者たちにそういう機会が与えられるように是非早急に講じていただきたいなと思います。前向きに検討したいではなく、先ほど可能かと思うという話だったのでどうでしょうか。これは早急に検討会の中でも話し合うなり産業団体でも話し合うなりして実際にかかる費用のどれくらいを補助できるか。頑張れという後押しを事業をぜひ形にしてもらいたいと思うのですけれども、答弁いただきたいと思いません。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金澤剛君） ただいまの御質問でございます。議員おっしゃったとおりと私も同じだと思うのですけれども、婚活イベントは難しいということだと思うのです。議員もおっしゃっていましたが、私もそのとおりなのかと思います。そこでマッチングサイトというのが出てきたと思っております。その話について産業団体の担当の方とも会議をしまして、その中で産業団体青年部などが自主的に取り組みを行っていきましようといえますか、平たく言うと勧誘活動も行っていましようということだったと思います。それで、私先ほど可能というお話をしておりますけれども、それは産業団体の後継者対策の一環としての事業と捉えることが可能だと思います。ということで産業団体が実施する後継者対策については、当然町で補助金を出すことは可能というつもりでお話をさせていただきました。両漁協ありますし農協もありますので、行政の中には水産課ありますし農林課もありますので、直接交渉ということになりますと農林課ないし水産課ということになってくると思います。その中で企画財政課も関わり合いながらなると思います。財源の関係もありますし町の総合的な政策判断にも至りますので、企画財政課も絡んでくることになってきますけれども、そういう中で各原課それから産業団体と協議しながらこの婚活補助制度を創設するなり、議員おっしゃったとおりに20数万円のうち町がどれくらい補助することができるのか、それに対して産業団体は幾ら出すのかそういうお話し合い等も当然必要になってくると思います。その中で方向性を見

出していきたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思ひます。

○議長（波岡玄智君） 町長。今、課長から政策判断ということが出てきました。これはやはり首長としてやるという決断、判断をしなければならぬという分野も多いに含まれていると思ひますので、町長から後押しの御答弁いただけたらと思ひます。

町長。

○町長（松本博君） 今の話はずっと産業後継者と言っています。農業で持っているのが農業後継者で帯広とかで信金がやっているのは、地域でやっていて産業ではないのです。産業にこだわらないでやっているのがビオラマリッジかと思ひます。そこに入会したら極端ですが、秘密裏にお見合いもしますし、そういうシステムと思ひます。もし公でやっていくとすれば、またお金を出しているとすれば、まず何月何日にどこどこで何々をやりますからとなるのかなと思ひています。農業後継者について、もし産業団体がやるとすれば、秘密裏にならないのかなと思ひています。ただ、やり方はたくさんあるのかも分かりませんが、この問題に関しては歴代悩んできた課題なのです。農業では後継者対策協議会を通じて何組か結婚されたケースもありましたけれども、その時も産業後継者ということで、農協さん漁協さんも含めて会を立ち上げた時期もありました。結果的に上手くいかず分裂して、今は協議会を持っているのは農業だけで町も支援しています。町が支援しているのは、そこにいる事務局の方々の賃金ですとかそういう形で補助しているところですよ。個人には決して補助していません。ただ、ここまで来て上手くいってないといふれば、一度町長、組合長さん含めて、真剣に産業後継者という部分でいけば、会議は必要かと思ひています。また、してみないとだめかなという時期に来ていると思ひています。ただ、個人的にその会社でやっている部分と、その団体とで上手くいくかというのはちょっと難しいのかなと思ひています。やっていないのに難しいか難しくないか分からないだろうと思ひますけれども。

それともう一つは、やはり個人の問題ですから結婚したいという決意がまず最初に必要ですし、その家族もそうだと思ひます。是非、私どもが結婚祝金も用意していますし、子供が生まれましたら出産祝金を出していますからできることはしています。ただ、できるのはその部分ですから、大きな課題になっているのかなと思ひております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○2番（田甫哲朗君） 町長の答弁を聞いたら後ろ向きになってしまったなという感があります。町長の言われることも分ります。分りますけれども、結婚相談所ですから、要

は会員登録で会員同士がお互いに時間を合わせて交流し、そこでマッチングすれば、秘密裏と言えば秘密裏なのでしょうけれども、要は行政が何らかの支援をした場合、いつ、どこで、どういうことをやりますということを公表しないといけないという縛りも多分ないのだと思います。現実には農協でやっている協議会が例えば婚活パーティーを実施しますと言ってもチラシ配布等はしますけれども、決して周知するというような意味合いのものではないでしょうし、そういう縛りはないだろうと僕は勝手にそう思っていますが、最初に言いましたように、企画財政課長がこの20数万円かかる中のいくらとかという話ですけども、僕個人としては成婚に至った時の20万円というのは安いものと思います。要は成婚になる前の費用をいかに後押しできるかが、この事業が成功するかしないか、というところにきているのだらうと思います。今現在1名しか登録がないという実態を見ても、各産業団体はこういう制度があることを分かっているわけですが、そこで行政の立場として以前から町長は、民間から支援要請が来たら行政もいくらでも応援しますという立場なのでですけども、そうではなく発想を転換してこういう事業者が出てきたので、行政として何とか産業後継者もあるけれども人口減対策にもなるという中で、行政としてもこういうことを応援したいから産業団体も一緒になって考えられないかというような提案を行政側からしていくことも必要だと思うのです。今、町長がおっしゃったように本人・家族が本気で取り組まないに進まないのだということはそのとおりで、町長も答弁していますからそこを後押しする施策が行政として、近年求められているものだと思うので、全国的にそういう動きが出てきているのです。ですから、この機会に産業団体に相談してビオラマリッジをいかに活用していくかという方向性で是非、前向きに検討していただきたいなと思います。再度、町長でも副町長でも構いませんけれども、町長よろしく願いいたします。

○議長（波岡玄智君） 町長、神学論争にならないように留意して答弁ください。

町長。

○町長（松本博君） 要は農業の関係で言いますと、そういうイベントあれば農業の後継者対策協議会ですから、農業で自由にやっていると。ただ、うちが直接となると産業後継者だけでいいのか。うちの役場職員も結婚していない人もいますから、そういう人たちも農協とか職員とか一般の人たちもいるので、行政が入ってくるとどうしても広がる気がします。それで、今、最初から言っているのは産業の後継者という位置づけです。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○2番（田甫哲朗君） それではなく、要は行政が人口減対策も含めていかに携わっていくのか、その姿勢はどうなのですか。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） まず、ざっくばらんに昔も産業後継者という形も議論した時期もありました。また、再度そういう形でお話をする場を設けて、まず協議する。そのことを考えていきたいと町長としては思います。ただ今現実には、個別で動いているそういう会社は自由に進めてもらいたし、まだ原課からでも、農業、水産、商工業含めて応援できることは今補助金等は決めていませんけれども、そういう応援の仕方も含めてできると思います。今は時間が必要かなと思っています。以上です。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○2番（田甫哲朗君） なかなか狙った答弁はいただけないですけれども、1点だけ最後に確認だけさせて下さい。先ほども言いましたけれども、民間からの動きを待つのではなく、行政側から民間に産業団体なり商工会なり色々な団体に、行政としても何とかしたいから一緒に協議しようという、せめてその協議の場の発案を各原課でも構いませんので、行政サイドからもそれはやっていくという捉え方でよろしいかどうか、その確認だけいただきます。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） 私は、産業団体のトップ同士で話をしたいと思っています。まず最初はその方向でいきたいと町長としては思っています。以上です。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○2番（田甫哲朗君） 2点目に入らせていただきたいと思います。新庁舎を見上げますとかなり形になってきました。それで、新庁舎での業務開始まで、残り約半年余りとなってきました。以前も少し聞いたと思うのですが、当然高台にあることによって、今までこの現庁舎に徒歩で来庁されていた方は、当然山の上に徒歩で行くということになり、これは無理があるだろうという考えであります。同時に、老人福祉センター等で実施している事業ですとか、健康推進事業ですとか、あそこも徒歩で来られている方は相当数いると考えています。新庁舎ができた場合、福祉センターも移るわけですから、要は徒歩で老人福祉センターに来られている方々に何らかの対応が必要だと思います。

それで、今現在庁舎及び老人福祉センターに徒歩で来庁されている方の人数の把握はされているのでしょうか。把握するにあたり調査方法を教えていただきたいと思えます。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（藤山巧君） お答えいたします。現在、徒歩で来庁されている方の人数とその調査方法ということの御質問でございますけれども、新庁舎の建設については現在、順調に進められています。議員おっしゃるとおり来年の1月6日に業務を開始するという事を予定してまして、あと残すところ半年ほどでございます。現在の庁舎において、日々町民をはじめ様々な方が、徒歩あるいは車を利用して来庁されています。議員おっしゃるように庁舎近隣、主に霧多布市街から庁舎の方へ徒歩で来庁されている方々の人数を把握するというのが、調査方法も含めて数値でお示しするのは現状では難しいということで御理解いただきたいと思えます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（渡部直人君） 御質問にお答えいたします。老人福祉センター来庁者につきましては、福祉保健課の所管する児童・高齢・障害者などの福祉に関する業務、健康予防に関する業務、母子保健に関する業務、介護保険に関する業務、各種手続という形で相談などでみえます。来庁者の人数については統計を取っておりませんので、お示しすることは難しいということで御理解いただきたいと思えます。

現状といたしましては徒歩で来庁されている方につきましては、霧多布市街の老人福祉センター周辺の方が多いと感じております。大体市街地も含めて車で来られている方が多いというのは、私が事務所にいて感じているところです。事業の部分ですけれども、介護予防事業の関係ではのぼのとか要支援特定高齢者で事業をやっておりますけれども、これについては送迎が基本となっております。歩ける方については、霧多布市街の方で1名歩いて来ている方がいますが、基本的には事業については送迎対応です。あとはハツラツ倶楽部わっはっはは霧多布地区で13名の参加者がいまして、霧多布地区に住んでいる方が4名徒歩で通っています。この方は高齢者ですけれども、元気な方々なので基本的に徒歩で来られていますし、雨とか降った際には自家用車で来られているケースもあるというのが現状です。以上です。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○2番（田甫哲朗君） 現状は庁舎の方は徒歩での来庁者は把握できていない。福祉セ

ンターの方はわっはっはについてはある程度把握できている。認識として、新庁舎になった場合徒歩で来られている方たちへの対応というのは、考えておられるのかいないのか。必要性も含めてニーズを調査という意味で現在の状況を尋ねたのですけれども、それは実施されてないということで致し方ないですが、山の上に上がったことによって、歩いて行けなくなるという町民の声は、寄せられてないのかどうかも含め対応が必要ではないと考えておられるのかどうか確認いたします。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（藤山巧君） 新庁舎は、裏の高台へ移転するわけでございますけれども、現在、霧多布の町の中から現庁舎へは徒歩で平坦な場所を移動しながら庁舎に来ていた旧庁舎に比べて負担になるという内容かと思えます。この部分につきましては現在、バスの運行の関係で、色々と一昨年から取り組んできました浜中町地域公共交通活性化協議会の方でも、町内のバス運行を全町的な部分で取り組んでどうしたらいいか協議検討してきたところでございます。

本年の協議会で今検討を進めている中では、本年の10月から町独自のバス運行を目指してその中に、新庁舎へのアクセスも含めて路線時刻表を策定しようと現在進めているところです。当然新庁舎ができましたら、町内を巡らすバスを新庁舎まで路線として繋ぐ計画で今考えてございます。当面10月から運航を予定している中では、現在の釧路バスさんが運行している霧多布市内のバス停留所などを基本に協議会でも考えて検討しているところですが、それに加えて新たに今の巡回バスでは曜日ごとに浜中診療所の方へ停車し運行してございますが、これを独自に10月から運行する中に、浜中診療所を停留所として新設して、ここを経由しながら新庁舎の方へ運行することも今計画の中では持っております。庁舎から診療所は5、60メートル離れていますけれども、旧庁舎に来るのと同じような状況で、診療所の停留所を新設する場所まで来られた時に、バスを利用しながら、新庁舎あるいはゆうゆうといったところも霧多布の町の方々も利用できるような運行を協議検討しているところでございます。

もう少し詳しく申し上げますと、そのバスの運行を今現在計画している中では、庁舎が開庁している時間帯では、往復それぞれ7往復くらい霧多布の町中各停留所を含めて停留しながら霧多布市街を通ることも含めて今検討してございます。大きく言うと40分から1時間半位までの間の中で、庁舎と霧多布市街と行ったり来たりするいずれかの

路線を利用することが可能になるかと、今現在そういう計画のもとで時刻表の作り込みですとか、計画をしているところでございます。そういう部分で足の確保といいますか、利用していただけるような形をとっていただけるのかなと、今、利便性という部分では検討している最中でございます。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○2番（田甫哲朗君） 事前通告文でもしておりました、地域公共交通網のバスの活用はということで質問をしておりますので、それについて今答弁いただけたものと思います。7往復ということで僕が言った霧多布湿原線というものの活用はと通告してありますけれども、これですと5往復くらいでしょうか。要は40分ぐらいの間隔で庁舎から下の市街地への交通手段はあると理解していいのかなと思います。10月から実証運行が始まるのですけれども、新庁舎への動線としても、これくらいの時間間隔でありますよということを住民の方々に知らせるとするか周知する機会は、今後考えられているかどうか。

あと福祉センターの方の事業については、基本送迎ですけれども自分で歩ける方々についても、こういうバス路線を活用して、例えばわっはっはとかに参加してもらおうという考え方でいいのかどうか、それと周知も含めて答弁をいただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（藤山巧君） 議員おっしゃいました10月からの実証運行ではなく、10月からは本格運行で今計画を進めているところです。今年の協議会の事業の中にも実際に本格運行する場合の運行マップといいますか時刻表も含めて、どういった形で乗っていただいて料金も含めたマップを作る作業を進めている最中です。そのマップが出来上がりましたら去年実証運行を10月に行う際に、その前段で地域に入っの説明とそれから実証運行終わった後のどういった状況でしたという意見交換会を町内8カ所でやらせていただきました。それと同じような形でマップの作成が出来ましたら、それを示しながら御説明するのが1番分かり易いかなと思ひまして、早速その辺の取り組みを進めながら去年やったような形で地域に入りながら、御説明をしていきたいと考えております。遅くとも本格運行が10月からとなりますので、9月までの段階で考えてございます。ただ、庁舎の移転は前段で申し上げましたけれども、1月6日からで本格運行が10月1日ということで、庁舎が開庁していないということで時間差といいますかそういうところがありますので、1月6日に業務開始した時にすぐにそちらの方に接続でき

るかという、これはなかなか難しいことであります。国土交通省の路線の変更許可ですとか、認可申請して許可をいただいてというような、手順もございますので、開庁時に即そういう体制になるかというとなかなかそういうこともできません。この庁舎を取り壊して新設道が完成した後に新たな路線ということで変更申請をしながら認可をいただいて、新庁舎へのアクセスしながら全体の計画としてはそういう形を持って進めていきたいなというところでございます。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（渡部直人君） 現在の老人福祉センターで介護予防事業等を行っておりますけれども、参加者につきましては、事業実施の際に今後新庁舎に移行なり、そちらで事業をやるようになりますよというお話はさせてもらっています。あと移動の際、改めて短期間ですけれども直接バスが行く、事業開始時間とかの関係とかもありますので、その辺も含めて情報提供しながら、大体基本的には送迎で対応できるほのぼのとわっはっはは、自分で車持っている方も大多数と承知しておりますけれども、情報はきちんと流しながら他の事業の参加者についても、この地域公共交通のバスの利用も含めて提供させていただきたいと思っております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○2番（田甫哲朗君） 一点付け加えますと現在自分で運転されている方々は、いずれは免許返納等によって自由な移動ができなくなることはイコール、そういう方々が増えてくるとい認識のもとで、今後の作業進めていただければと思います。

時間がなくなりますので3点目、茶内保育所の環境整備で御質問しております。まず今回、一般質問に馴染むか馴染まないかを別にして、茶内の場合せっかくできた新しい保育所の草丈が伸びて園庭はもとより基礎の部分まで隠れるくらいまで草丈が伸びた状況を見まして、管理体制はどのように計画されているのかをお尋ねしたいと思い質問しております。それで、6月3日に草刈り作業がされて、今は綺麗になっておりますけれども、毎回あそこまで伸びるまで管理されないものなのかなという思いもありますので、計画がありましたら示していただきたいと思っております。

○議長（波岡玄智君） 保育所長。

○保育所長（梅村純也君） お答えいたします。まず、購入した草刈り機の件でございますが、昨年6月にオープンした茶内保育所の園庭の芝刈と施設周辺の草刈りのために導入しております。議員ご指摘のとおり保育所職員による対応としておりまして、頻度

は月1回程度考えておりましたが、昨年の実績としましては7月、9月は職員が、8月は高齢者事業団に委託しまして、それぞれ2回の計6回実施しております。今後の実施体制であります。今年度は保育所職員に加えまして、再任用職員2名に保育所5カ所の草刈りを実施していくこととしておりました。それが5月初旬からの開始予定だったのですが、天候の関係などから着手が遅れまして、御指摘のとおり状況になってしまいました。今後の茶内保育所に関しての草刈りにつきましては、再任用職員の保育所職員ほか高齢者事業団などへの委託も合わせまして5月頭から10月末ぐらいまで、月に1度から2度また、伸びてきているとすれば、さらに回数を増やすなどをしまして、必要に応じた芝の手入れを行うなどこまめな対応を行っていかうと考えております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○2番（田甫哲朗君） 今後、あそこまで伸びないうちに対応していくという答弁だったと思います。今、月に1回か2回実施とおっしゃいましたけれども、月1回2回という頻度は可能なのですか。逆に凄いなと思今聞いたのですけれども、かなりの面積です。正直、芝を刈る面積は園庭だけでしたら、月1回2回というのは可能なかなと思うのですけれども、周辺までとなるとなかなか難しいだろうなと思いますし、再任用職員等をお願いしてもどうなのですか。高齢者事業団という手もありますけれども、側溝の方の傾斜というのかなりなものですからせめて園庭とその施設の周辺、周辺というのは要は建物周辺という意味です。園庭は遊具が置いてあるのかもそうですし、グラウンドの周りもそうですし、せめてそこだけはこまめに実施すべきであるし、その他の側溝とかの土手等はこんな頻度でなくてもいいのかなと思います。すべて月1回2回という理解でいいのか、本当に実施可能なことを今答弁されているのかどうか含め、答弁をいただいて終わりたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 保育所長。

○保育所長（梅村純也君） まず園庭部分かなり広いので、月1回2回は難しいのではないかと御質問でしたが、園庭部分の面積が約3000㎡ございます。それにグラウンド部分ありますから、実際には2500㎡ぐらいが芝刈り部分と思うのですが、先ほど申し上げましたとおり、再任用職員2名に基本的には週1回であたっただき、多いときには必要に応じて2回ぐらいは来ていただけることとなっております。茶内保育所含めて町内5カ所の保育所を回るとすれば、茶内保育所を集中的にやるとしたら月1

回2回は可能かと思っております。またその際に議員が言われたとおりメインはあくまで園庭と考えておりまして、今回法面のところもやったのですが、傾斜がきつく結構危険なので、そこは刈り払い機以外の方法も考えながら、確実に安全でしかもきちんとできるようなことも考えなければいけないなと思っております。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 5番加藤議員。

○5番（加藤弘二君） 通告に従いまして質問したいと思います。項目は1項目で、新型コロナウイルス禍の中で学校教育へのしわ寄せは防げなかったのか。という項目です。

第1点目は、安倍総理大臣は2月27日突如にして全国すべての小学校中学校高等学校並びに特別支援学校に対し一斉休校を要請しました。私の記憶でも、戦後初めてのことではないかと思えます。この総理大臣の要請はどのような法律に基づいて、実施されたものであったのでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 指導室長。

○指導室長（渥美清孝君） 安倍総理大臣は、当時新型コロナウイルス感染症対策について、現在以上に情報のない中、切迫した状況で子供たちの健康と安全を守ることを最優先しなければならないという基本的な考えの基、子供たちの健康安全を第1に考え、多くの子供たちや教職員が日常的に長時間集まることによる感染リスクにあらかじめ備える観点から、全国すべての小中学校高等学校特別支援学校について臨時休校要請いたしました。この臨時休校の要請につきましての法的な根拠はないと理解しております。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○5番（加藤弘二君） 安倍総理大臣の要請の内容なのですけれども、具体的にはどのような形で町に伝達されてきたのですか。教育委員会に来たのですか。文書で来たのですか。口頭で来たのですか。総理部局から直接来るのか、道教委を通じて来たのか。実際は、浜中町の教育委員会にはどんな形で総理大臣の今回の全校一斉休校にするという意図は、文書か何かでどのように伝わって来たのかを教えてください。

○議長（波岡玄智君） 指導室長。

○指導室長（渥美清孝君） 議員のお話の中におりましたとおり、総理大臣からの要請につきましては、北海道教育委員会を通して本町に通知がなされました。本町においてはこの通知を受けて、学校保健安全法第4条における「学校の設置者はその設置する学

校の児童生徒等及び職員の心身の健康の保持促進を図るため、当該学校の施設及び設備並びに管理運営体制の設備充実その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。」という条項に即し、同法第20条「学校の設置者は、感染症の予防上必要があるときには、臨時に学校の全部又は一部の休校を行うことができる。」に従って臨時休業の判断をさせていただきました。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○5番（加藤弘二君） 私はこの安倍総理の全国一斉に学校の休校というのは非常に乱暴な話で、基本的には反対なのです。こうやって、総理大臣の言ってみれば権力で全国一斉休校することについて、私は教育権というのはどこにあるのかという問題に立ち返さなければならない問題だと思います。

私は現役で教員を40年やっていましたが、ずっとこれが付いて回りました。国は、教育権は国にあるという立場だったし、私たち現場で教育しているものは、教育権は親にある子供を育てる基本は親にある家族にある、もっと広げて、地域の教育力となりますけれども、地域にあるのだとそういうことで、教育権はどっちにあるかは、教育現場で現実問題として別れております。私はもちろん教育権は、親にあり地域にありを基本にしているのであります。そういうことからすれば、私は浜中町の教育委員会は、例え総理大臣が、詳しくは先ほど言われましたように道教委の方から通知がきたということですが、総理大臣から学校を一斉休校にしてもらいたいという要請があっても、教育委員会がその要請に対してどういう答えを出すかというのは、大変大事なことだと思うのです。道教委から要請を受けて浜中町は、この問題についての教育委員会は開催されましたか。

○議長（波岡玄智君） 指導室長。

○指導室長（渥美清孝君） お答えいたします。当時、大変時間的な制約が大きい中で児童生徒の安全を第1に考えて、速やかな判断を行うことを重視いたしましたため、教育委員会は開催せず、浜中町校長会との協議連携により要請を受け入れて臨時休校に入ることを決定いたしました。

なお、本町においては、2月26日の北海道知事による全道一斉の臨時休業要請、当日発出された道教委の臨時休校通知を受け、2月27日から臨時休校に入っていたことを申し添えます。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○5番（加藤弘二君） 教育委員会は開かれなかったと。私から言わせてもらいますと、地域に責任を負う教育委員会として、やはり教育委員会をきちっと開いて、それで足りなければ校長会や教頭会に参加してもらってどうするかっていうことを、時間がかかると思いますが、夜を徹してでもやるべきことだと思うのです。それはなぜかという、収束する時に自分たちの教育委員会はこの一斉休校を自分たちで自分たちの頭で考えて、町内の学校は休業にしようという結論を主体的に出していかなければ、休校を止めて今度はこういう形になったならば、休校していたのを解こうじゃないかという話になるわけなのです。総理大臣が言われた方向で道教委を通してずっとやられたのをみたら北海道全体がそういう形になっていたというようなことでは、浜中町の教育委員会だけ頑張っ、それに対抗することもできないのかなと私は思います。ただ、自分たちの町の教育をどうするかということでは、私は町の教育委員会がきちっと開かれて、徹夜をしてまでも十分考慮してやるべきことではなかったのかなと思うのです。その後、教育委員会はこの問題について開かれましたか。

○議長（波岡玄智君） 指導室長。

○指導室長（渥美清孝君） 議員おっしゃるお話も十分理解できるところでございます。ただ先ほど申し上げましたとおり、時間的な制約が大変大きかったです。2月26日に道知事による休校要請があり、道教委通知では2月27日から臨時休校開始するというところでございました。保護者にこのことを伝えるためには、なるべく速やかに教育委員会としての判断をせねばなりません。当然私たちの主体的な判断に基づいて行うことではありますが、釧路管内の様々な町村の状況及び北海道の様々な地域の状況を速やかに収集した上で、校長会との協議を行いました。先ほど教育委員会は開催しなかったと申し上げましたが、随時判断の後になった部分もあるのですけれども、教育委員の皆様方にお伝えして理解をいただいて進んでいるところでございます。その後行われた、定例の教育委員会の中でも御説明とさせていただいたところでございます。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○5番（加藤弘二君） 私は、教育委員会で話し合っ、欲しかったことは、子供たちの状況がどうであるのかということから、現場にいる教師であれば切実な願いがそこにあると思うのです。3月ですよ。高校の卒業式も間近にあり3月の1カ月というのは、1年間の教科のまとめであり、総まとめを行わなければならない。2週間、20日間とい

いますか、そういう時期で各教科とも先ほどの報告では、2月頃までには教科書は終わっていたという報告であります。全てがそうなっているものではなく、3月は年度の1番最後なのでまとめです。それから、最も大事にしなければならない小学校6年生の時の卒業式。これ中学校のセーラ服と詰襟の学生服を着て卒業式に参加する。そういう中で在校生が、卒業する6年生のお世話になった先輩たちに、感謝の気持ちを表すという時でもあります。また、新学期を迎えるにあたっては、それぞれの新1年生の入学式や中学校の入学式に、高校の入学式など新しい気持ちを持って、迎えるそういう時期であることは、指導室長も教育長も痛いほど分かります。年間で最も重要な儀式がかたまっていて、一斉休校を決めて2月末あたりは卒業式のバックをどうしようか、在校生たちが色画用紙で今年はどんな卒業式にふさわしいバックを作るかとか、どうやって卒業生を送るかとか、学校として最も盛り上がる機会なのです。そういう機会を安倍総理大臣は奪ったのです。そうじゃなくて、地域の教育委員会というのはこの大事な儀式を今までの緊張した喜びであり、感動の卒業式や入学式をどのように迎えるかというところを、学校の先生方や生徒が準備しようとしていた声がどんなふうに教育委員会に届いていましたか。

○議長（波岡玄智君） 教育長。

○教育長（佐藤健二君） 今議員がおっしゃられた年度末の各卒業式並びに終業式、そして、入試に関係する3月は学校現場でも一年間の集大成として、これまで生徒児童はもとより、教職員もそれに向けて一斉に取り組んでいく非常に充実した時期であります。各学校現場におかれましても、今議員がおっしゃられたことについては是非、卒業式を全員でしたいと今までどおりの取り組みを進めていきたいという声もあったとは聞きます。ただし、管理職をはじめ多くの先生方がその当時は感染拡大がどこまで広がるのかは未知数でした。本当に子供たちの安全安心、特に生命にかかわることですし、やはり教育委員会としても非常に大事にしたのは、地域にある学校であるので、もし学校から感染者が出た場合、地域の産業、そして御高齢の人たちの生命がどのようになるのか、そういうことを考えた結果、本当に苦渋の選択として断腸の思いで、色々な面で制約を受けながら何としてでも子供たちが、制約短縮した儀式の中で思い出に残るようなものに取り組んでいこうと一丸となりました。御理解願います。

○議長（波岡玄智君） お待ち下さい。

一般質問中ですけれども、この際、暫時休憩いたします。

(休憩 午後3時00分)

(再開 午後3時30分)

○議長（波岡玄智君） 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

加藤議員。

○5番（加藤弘二君） 冒頭、一斉休校というのがちょっと許せないと思って、教育長並びに指導室長に大変きつい言葉を使ってしまったことを休憩時間に反省しておりました。お許してください。言いたいことを言い過ぎてしまったので、あとは少しクールダウンしながら質問していきたいと思います。

3カ月間学校が休校になったことで、この遅れを取り戻そうというのが日本全国、大きな課題になっていると思います。しかし、コロナがなかったとしても学習指導要領が今から45年前に改定され、漢字の数が小学校2年生で45から90に増えたり、あるいは中学校の数学で根の公式など非常にレベルが高くなり、先生方はすごく真面目なので学習指導要領教育課程をどんどん広げていって、今では普通授業では間に合わないの、昨年12月に夏冬休みを削って、間に合わなかった教科を補充するというのを国会で決めたようですが、教育委員会としてはそれをどのように受けていますか。

○議長（波岡玄智君） 指導室長。

○指導室長（渥美清孝君） 国会での議論がなされたということ、もしかしたら私は十分承知していない部分があるかと思いますが、今回のコロナのこととは別に、夏休みや冬休みを削りなさい、学習指導要領の内容をきちんと行うために長期休業を短くしなさいという形での、文科省及び道教委からの通知は現状降りてきておりません。むしろ、年間を通してあまり授業時数を多くし過ぎないようにという通知等が入ってきておりますので、それに準じて教育課程を組んでいるところでございます。ただし、現時点では今年のことだけを考えると、子供たちの学習保障という観点から長期休業を短くせざるを得ない状況にあるということは、先ほど御説明申し上げたとおりでございます。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○5番（加藤弘二君） 教育委員会関係、あるいは教育に携わる人が、先ほどこの議会でも遅れた部分を取り戻すという議論をされましたけれども、コロナで全国一斉に休校になったのですから、これを取り戻すのは大変無理なことなので、これこそ全国一斉にこの教科ではこの部分を軽く取り扱おうとか、全教科にわたって3カ月勉強しなかった

分をこの部分は軽く流して、この部分については重点的にやりましょうとか、そういう形で進めていくという話も出ているのではないかと思います、できれば北海道全体で、あるいは日本全体で、学生指導要領を削ったり増やしていく、そういう事を今の時点で考えるということがとっても重要でないのかなと思います。

それから今回のように、一斉休校になった場合の勉強の仕方について、先ほど指導室長の方から、例えばその学年のまとめの勉強を振り返って、繰り返し勉強しましょうとかそういう課題をその休校の期間に与えたことはとっても賢明なことだと思います。しかし、子供たちはあまり勉強したくないのです。正直言うと。やらねばならないと、上の学校を目指さなければいけないという場合は勉強するけれども、そうでない子は学校がない、勉強がない、そういうときには是非、芸能教科をやってもらいたいと思います。ここの子供たちは絵を描くのが好きなのです。浜中の子供たちは海の絵を描いたり、あるいは山の絵を描いたり、それから知らない間に男の子も女の子もどこかでバンド練習をやっていて、何をやっているのか聞いたら、文化祭があるから僕たち今度出るんだと言って男の子も女の子の3人くらいずつ集まってオリジナルの曲から、自分たちで歌詞作曲してみんなの前で演奏しているんだとか。音楽や歌を歌ったりするのが好き、それから絵を描くのが好き、高等学校でやっている書道も議会広報に載っている書があって、あれなんかもうすばらしい宝だと思います。そういう点では、自分の今言った3つの中で好きなものを毎日書いてみようと、終わったら発表会をやるんじゃないかということがあってもいいのではないかと思います。学校に行けなくてみんな本当にムズムズして、色々ものが溜まってしまふ、休み中にこういう事をやってみたらどうかなど課題にして出してあげたらどうかと思います。

残念ながらこの期間に、今までなかったような大きな事件が二つありました。23歳になる大学生が、ボーガンを使って身内を3、4人傷つけて殺してしまったという事件や、15歳の少年がどこで入手したかわからないけれども、ピストルを使って自殺をしてしまった。私は子供の教育に携わっていることから、何で子供たちがあんなことになったのだろうとすぐ考えます。国の総理大臣があ的事实を見て、私のせいではないかと、パッと行ってその周辺はどうだったのかというのを調べたり、あるいは調べさせたり、日本の子供たちはみんな一生懸命やっていると思っているのに、何でこんな事件起こすのか、その原因をきちっと掴まえることが私は大事だと思うのです。ですから、子供たちが休校の間、溜まった不満をどうやって洗い流しているかわかりませんが、今

言った方向で不満をぶち撒ける人もいるだろうし、違う方向でいなくなったり、抜け出したりしてしまう子供もいるので、その辺のケアをするという、それから学校がいつも温かく迎えてくれることが大事かと思いますが、こういう点について小学生、中学生、高校生が3カ月の間、学校へ行けずいろいろなフラストレーションが溜まっているというその辺のところをどのように教育にプラスに生かしていくのか、教育委員会としては日ごろ考えていることはどんなことでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 指導室長。

○指導室長（渥美清孝君） 御質問の中にありました子供たちの学習に対する意欲でございしますが、確かに子供たちの中には、例えば算数が苦手、数学が苦手というお子さん、英語が苦手というお子さんもいることはあり得ます。ただ一方で、議員のお話の中にありました、音楽の学習ですとか、書道の学習ですとか、そういうものも学習勉強の一部だという捉えでおります。したがって、5教科だけでなく芸能教科もきちんと充実させた形での学習支援が大事だという認識でおります。その上で休業期間中の家庭での生活については、児童生徒の健康安全を第一に考えた上で、基本的な生活習慣を維持して著しい学習の遅れを生じさせないために、どう対応していったらいいのかについて、学校で協議され、それに基づいて家庭に伝えられたところがございます。このような様々な対応のあり方ですとか、家庭への連絡につきましては、学校だよりや学級だより、あるいは一斉メール等の配信で学校から家庭になるべくきめ細やかに行ってきたところがございます。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○5番（加藤弘二君） とってもいい取り組みだと思います。そういう形で、子供たち自身にやはり自信を持たせて、自分は学校に来てどんな勉強に精を出したらいいだろうかと、そんな前向きな子供たちが学校に来てくれるように差し向けていただきたいと思えます。

それから夏冬休みの各25日間の長期休業ですが、年間50日というのは、私は学習に振り替えるのはやめていただきたいという気持ちを持っています。なぜかと言うと、この町は一次産業の町です。私はずっと漁場の中学校に勤めておりましたから、家庭訪問をすると4、50歳位になるお父さんが、私たちの時代は昆布が出た日は朝から晩まで仕事をして昼から学校に行くなんてことは1日もなかった、今の子供はいいなど、干すだけ干して10時半までには何とか自転車で学校まで琵琶瀬や湯沸から走っていく

と、そうやって子供たちを1人前の漁師に成長させる、昆布を取りながら、ああしろこうしろと教育してるわけです。それから、酪農地帯でも今はロボット搾乳というのがちよつとずつ増えてきていますけれども、それでも人間がいなければ搾乳はできません。子供たちでもできるような仕事は今いっぱいあるので、そういう家庭の仕事をやってもらって、家の経済が豊かになる、これは昔からあることなので浜中町では漁業でも酪農でも、家の仕事を手伝うということがどんなに親にとって助かることなのかと言いながら、その子供たちがやがて継いで行くとか。そういう点では、親の子育ては長期休業中にあると思っておりますので、親が子供を育てる期間を家庭に任せるわけですから、十分家庭で教育していただくように、教育委員会として仕向けていただきたいなと思います。子供たちにとって、夏冬休みは宿題も出るし、手伝いもしなくてはならないし、友達同士、地域で遊ばなくてはならないしというのがあります。では教職員にとって、夏冬休みの長期休業中はどのように先生たちは捉えているのでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 指導室長。

○指導室長（渥美清孝君） 議員がおっしゃられましたとおり、長期休業の価値につきましては、日常の学校生活では経験できない長期休業ならではの経験が可能であり、自分で設定した学習課題の解決に向ける取り組みだけでなく、家業の手伝いなど自分の将来につながるような経験ができる貴重な期間です。一方で、臨時休業により通常の学校生活を送ることができていない事を重く見ているのも事実でございます。今年度学ぶべきことは今年度中にしっかり学びたい、という子供たちの声、保護者様の声も確実にございます。さらに、先生方の責任において子供たちに不利益を与えたくない、ちゃんと学ばせたいという声も確実にございます。そんなことを考えたとき、長期休業中の教職員の考え方ですが、基本的には児童生徒にとっては休みの日でございますが、教職員にとっては勤務日となっております。長期休業におきましては、児童生徒に授業を行わないこととなりますので、公務分掌などの日常的な事務処理や部活動指導のほか、自らの資質能力向上に向けた研修、次の学期に向けた教材研究、補充的なサポート学習など、勤務時間を有効に使い学校教育にとって、また教職員にとっても有効な時間になっていると認識しております。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○5番（加藤弘二君） ありがとうございます。この基本的なことを指導室長が触れられましたが、私は夏冬休みはこんなふうに捉えてやってきました。2学期3学期、ある

いは1学期、中学校の教員というのは精神的にすごく疲れるのです。自意識がもう出てきますし、そういう点で教師とちょっと大人になった気持ちの生徒と、言葉でやり合う場面もあり、ちょっとした事で先生嫌いだとか、もう会いたくない見たくないとか、お前も見たくなかったら俺も見たくないとか、本当にかわいい子供たちだけれども、やり合う場面もあって何とか修復しようと思ってもなかなか修復しないのです。そこに、ちょうどいい具合に夏冬休みがやってくるわけで、25日間子供は子供で、教師は教師で過ごしたら前の学期のことをすっかり忘れて、元気かと聞いたら、先生も元気でしたとか学期の前のいざごきはすっかり忘れるとっていい機会が長期休業中でした。

それからもう一つは、教職員が毎日勉強することはできないので、長期休業中に、民間教育団体、民教と呼んでいる団体がありますが、例えば生徒指導に関して2泊3日どこかの地域で研究会があります。校内暴力、喫煙、授業の抜け出しから脱却して、普通の中学校に戻った実践の発表とか、それから私の教科は英語だったので、生涯使うことのない教科の時間にどうやって子供たちを授業に参加させて、英語を教えたらいいかと。そういう研究会の中に新英研というのがありますけれども、教師が唯一夏冬休みに手弁当で交通費を全部自分で出して勉強をしに行くという機会があります。それから、自分の趣味やスポーツをしっかりと楽しんで、体力も気力も十分つけて新しい学期に向かうチャンスが長期休業中です。この3つなんです。そういう点で、私は子供にとっても、教職員にとっても、あるいは父母たちにとっても夏冬休みは、自分育ちの大切な時間なので大人の考えで夏冬休みをなくするのはやめて、どうかこの機会に、お父さんお母さんが子供たちをどうやって育てるかの機会にさせていただきたいなと私は思っています。

最後の質問ですが、運動会、それから学芸会、先ほど早々と運動会を中止にしましたと言っていたのですけれども、これは是非やって欲しいです。秋でもいいから。小学1年生から中学3年生までの小中併置校では、おじいちゃんおばあちゃんから嫁の実家から何からみんな来て、テントでびっちりなのです。その中で子供たちが成長するというのはとっても大事なことです。都会じゃない浜中だからこそ大事なことです。それと、学芸会、文化祭、これは本当に時間をとって例年どおりやっていただきたいと思います。ここの子供たちは、そういう楽しみを自分たちで作る能力があるのでこの文化祭や運動会も継続してやっていただきたいという、これはお願いなのですが、これに対する教育委員会の考えを聞きたいなと思います。

○議長（波岡玄智君） 教育長。

○教育長（佐藤健二君） 今議員がおっしゃられた、学校行事に関する質問に対してお答えいたします。私自身も実際に地域と一緒にあって浜中の小さな学校で運動会を経験した思い出があり、我が子も私自身も、その中で地域の方に育てられてたくさんの思いをいただいた経験がございます。ただ、今年度につきましては、新型コロナの感染予防のために本当に緊急事態であります。年間に40日にも及ぶ授業日数がまず削られております。特に運動会につきましては先ほど1番議員の質問の中でも指導室長がお答えいたしましたけれども、運動会自体は例年6月、体育祭は7月に行われる行事でありまして、ちょうど今がまさにその時期なわけですけれども、まだまだ感染拡大が静まっておりません。

さらに北海道で言いますと第3波、第4波の可能性が非常に心配される時期でもあります。そうした際に、やはり運動会、体育祭となりますと、練習自体が密になって、そして大声を張り挙げてお互いに力を鼓舞し合いながら取り組まなければいけない活動であります。感染拡大という点では、活動の中でも非常に危険な活動として位置しております。また、2学期にそれを移すとなりますと、2学期には1学期に予定されている修学旅行、あるいはさまざまな活動、もともとある活動と重複してしまうと、今度は心配されるのが子供たちの学びの保障です。運動会もただ運動会をするだけではなくて、それまでの何カ月にもわたる取り組みの時間も必要ですし、対応も必要となってきます。そう考えた際にやはり運動会、体育祭につきましては、年間の行事の中でもやはり優先順位を考えた場合に、修学旅行や皆さんがたに見せる学校祭や文化祭を優先せねばいけない状況となります。ということで、とにかく子供たちの学びの保障を大切にしながら、さらにはコロナの感染を出さないことを考えた場合、子供たちだけでなく教職員も色々な行事をすることによって、いろいろなストレスを常に意識しながら、長時間にわたって取り組まなければいけません。そうした上で、教育委員会としても、本当に苦渋の選択ではありますけれども、優先順位を考えながら、運動会、体育祭につきましては、中止という判断をさせていただきました。御理解願います。

○議長（波岡玄智君） 4番小松議員。

○4番（小松克也君） 時間も時間ですのでもともと短いのですが、端的にお伺いします。新型コロナウイルスの感染症対策について、中国から発生したと言われている新型コロナウイルス感染が世界に広がっておりますが、冬季間になりますとインフルエンザ

の流行もあると思われます。普段からの防疫対策や、迅速的確な対応が益々重要になってくるとと思われます。少し前にお葬式に行った際に何人かで集まって話をしていましたら、あまり対策をしていない人がいるなど感じたので、再度、町民への情報共有の方法と発生したと思われる際の対処と窓口等の周知・告知についてお伺いします。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（渡部直人君） お答えいたします。昨年12月以降、中国武漢市において新型コロナウイルスに感染した肺炎の患者が確認され、1月15日には日本で1例目となる感染者が確認され、道内でも1月28日に中国武漢市からの観光客から感染者が確認されております。連日新型コロナウイルスに関する報道やさまざまな情報があることから、不安、心配のことと思います。

当町においても全町的な対応を必要としつつ、浜中町感染症危機管理対策本部を2月21日に設置し、これまで浜中町感染症危機管理対策本部会議を7回開催しております。対策本部会議では、新型コロナウイルス感染症に関する情報共有や予防対策の対応、相談窓口に関する情報及び感染症対策の住民周知の徹底を確認するとともに、今後の対応などについて協議を行っております。

御質問の町民への情報共有といたしましては、防災行政無線、町ホームページによる情報の周知、町広報紙、自治会チラシの配布、公共施設へのポスター掲示などにより、情報を提供しているところであります。町といたしましても日常的な手洗い、咳エチケット等の徹底や外出する際には人混みを避けるなどの、一人一人ができる感染症予防対策の取り組みを、町民の皆様に御理解と御協力をいただきながら、町民の命と健康を守るために、町全体で必要な対策を講じて感染症予防に努めているところであります。次に新型コロナウイルス感染が発症したと思われる際の対処と窓口についてのお尋ねですが、新型コロナウイルスの相談、受診の目安を申し上げますと、発熱や風邪の症状が4日以上続いた場合や、高齢者や基礎疾患のある方や透析など、重症化しやすい方、強いだるさや息苦しさがある場合はすぐに相談をしてください。相談先は釧路管内では釧路保健所となります。夜間休日は北海道保健福祉部地域保健課に御相談いただくこととなっております。また、町民の皆様にも、防災行政無線、町ホームページ、自治会配布チラシ等で情報提供及び啓発を実施しているところです。以上です。

○議長（波岡玄智君） 小松議員。

○4番（小松克也君） よくわかりました。この間、斎場に行った際非常に良いパンフ

レットがありました。あのような詳しく書いたものを再度町民に配られてもいいのではないかと思ったのですが、これに関してはどうでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（渡部直人君） 自治会配布等では感染予防、手洗い等も含めて、ホームページにも掲載していますけれども、自治会配布では3回行っております。また、この後に今後は15日にも自治会配布でその辺の予防対策等を含めて周知徹底をしていきたいと思っております。感染防止という部分では、3密を避けること、これは1番重要になってきますし、手洗い消毒というのもマストです。あとマスクの着用も必要になってきます。第3波がこないように、遅らせるという形の部分の取り組みは皆さんでやっていくということで、この周知について定期的に行っていきたいと考えておりますので、よろしくをお願いします。以上です。

○議長（波岡玄智君） 小松議員。

○4番（小松克也君） ホームページといますけれども、なかなか私も含めて結構苦手な方がいると思うので、広報か何かでもう一度、簡単なイラスト付きのものがあれば、老人世帯の方々はわかりやすいと思いますので、そういった広報を入れてみてはいかがでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（渡部直人君） 広報でも周知しているところですが、直近15日に自治会配布を予定しております。イラストの内容などは今手元にないのですが、今必要な新北海道スタイルという部分が特に多くなると思います。先ほど言った3密を避けるとかマスクの着用、あとソーシャルディスタンスとって社会的距離をとっていくという取り組みですね、これを皆さんでやってく、それは事業者も含めてやっていくということなので、その辺を広報で出させてもらいます。同じものをホームページに先週の5日から掲載しております。それと同じようなものが15日の配布予定となっております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 小松議員。

○4番（小松克也君） 期間が長くなりますとマスクを付け忘れてたり、これから暑くなりマスクも息苦しくなったりしてだんだんマンネリ化してくると、再度感染拡大していくかもしれませんので改めて住民にお知らせするというのも大事ではないかと思えます。

もう一つの質問ですが、夜間の地震発生時の街灯の対策はということで、4月21日付けの千島海溝津波シミュレーションでは厚岸・浜中は震度7の地震が想定されているということで、地震の際に深夜ですと停電で街灯が消えて、真っ暗な中避難することになると思います。前の釧路沖の地震の時も本当になりました。この前のブラックアウトの時も、周りが本当に真っ暗で吸い込まれるような真っ暗さでしたので、どこかに目印を作ったり、完全に真っ暗にならない方法が何か必要ではないのかと思いました。これもこの前のお葬式の際に住民の方から質問をいただきましたので、これについての答弁と、併せて避難所施設の施設内の街灯の点灯状況などもお答え願います。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石塚豊君） お答えいたします。津波等の避難に使用いたします避難経路につきましては、国の指針などにより、その機能性の確保として夜間でもわかりやすい避難誘導標識が求められているところでございます。徒歩避難の霧多布地区につきましては、上皇寺裏の避難路は停電時でも点灯するソーラーのLED照明灯が設置されておりますけれども、市街地の街灯につきましては、道路管理者の管理する街路灯、あるいは、自治会等が管理する防犯灯などがございますけれども、いずれも商用電源を使用していることから、停電の場合は電灯が点かない現状にございます。

議員おっしゃりますとおり停電時でも点灯する街路灯にすれば避難しやすくなる効果はあるとは存じますけれども、一方でこの交換には多額の費用も要するというところでございます。そういうことで、課題もあると考えてございます。そのため停電時の避難対策といたしましては、各地区の津波避難計画におきまして、避難時の非常持ち出し品として夜間を想定しての懐中電灯の用意、これを奨励しているところでございます。停電でも避難できるよう、日ごろの備えの大切さ、その周知啓発に努めてまいりたいと考えております。

それと避難場所の街灯の関係でございますけれども、避難する場所といたしましては、津波避難の場合は指定緊急避難場所が町内に21カ所設置されております。そのうち照明のないところが7カ所でございますので、この7カ所につきましては、この照明の重要性を含めて現在検討をしているところでございます。残りの14カ所につきましては、何らかの形で照明灯が設置されている状況であります。この照明灯につきましては防犯灯であったり、あるいは専門のソーラーの街灯もあつたりします。照明のない7カ所につきましては、商用電源のない部分はソーラー電源を検討、あるところにつきまし

では商用電源を使用した電灯で考えています。また、避難場所につきましては、コンテナのあるものについてはコンテナの中に投光器等、発電機が用意されているということでもありますので、それにより灯をとることもできるという状況になってございます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 小松議員。

○4番（小松克也君） 避難してから点くのではなくて、避難中に灯りが欲しいです。小さなソーラー電池でも所々にあれば電気が点くのではないかと思います。そのようなこともこれから検討されてはどうかと思います。以上これで終了します。

○議長（波岡玄智君） 10番渡部議員。

○10番（渡部貴士君） 通告書に沿って質問させていただきます。浜中町まちづくり総合計画とSDGsの関連性についてですがSDGsとは人類及び地球の持続可能な開発のために達成すべき課題とその具体的目標の略称であり、2015年に国連加盟193カ国が全会一致で採択し、17の大きな目標と具体的な169のターゲットで「私たちの子孫が安心して住むことができる世界をどのようにして作っていくかを、2030年までに私たちが今取り組むべきことは何か」で構成されています。

特にこの中のゴール11の「住み続けられるまちづくり」という項目は、地方自治の最も関連の高いゴールを捉えることができ、自治体行政の参画を抜きにしては達成することは不可能で、ゴール3の「すべての人に健康と福祉を」や、ゴール4の「質の高い教育をみんなに」は今回の新型コロナの騒動により顕著になった課題ではありますが、一方では人間の経済活動が停滞したことにより、自然や動植物といった自然環境は回復したとの見方もあります。第6期浜中町まちづくり総合計画の基本計画においても、産業や環境、教育などをめぐる広範囲な課題にすべての関係者が総合的な取り組みを重視しなければならず、SDGsの目標とリンクする部分があると考え以下を問います。行政向けのセミナーやフォーラムなどにおいて担当部署はどちらでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金澤剛君） ただいまの御質問にお答え申し上げます。町行政にかかわる基本的なものや窓口につきましては、企画財政課企画調整係が担当部署となります。さらに、個別の目標に関わるものについては、それぞれの所管の部署が参加する場合もあるということで考えている、そういったところでございます。

○議長（波岡玄智君） 渡部議員。

○10番（渡部貴士君） 次の質問に繋がるのですが、各課において具体的に取
り組んでいることはありますか。ということでまず総合的な窓口としては企画財政課と
いう御答弁で、二つ目の質問ですけれども、今現在、取り組んでいる部署がありました
ら御案内いただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金澤剛君） 個別に取り組んでいるかと言ったら、今のところSDG
sという形で集中的に取り組んでいるというのはございませんけれども、SDG sの目
標達成につきましては、個人や団体、企業など多様な主体が世界と繋がっているという
意識を持ってそれぞれの立場で行動すること、また、貢献していくことが重要と言われ
ております。自治体も主体の一つと考えているわけでありまして、実際行政の目
指す目標とSDG sの17の目標、こちらにつきましては規模の大小はございますけれ
ども、総体的には同じものと捉えております。従いまして、17の目標の達成のために
という取り組みはございませんけれども、例えば福祉のさまざまな事業は、ゴール1の
「貧困なくそう」に繋がるといいますし、一次産業を振興することはゴール2の「飢餓
をゼロに」というところに繋がっていくように考えております。行政の行う事業の一つ
一つが、SDG sの目標と密接に繋がっている。そのように考えているところでござい
ます。

町としましても、総合計画を基にそういった意識をしっかりと持って、さまざまな主
体と課題を共有しながらSDG s推進にあたって参りたいと考えているところでござ
います。

○議長（波岡玄智君） 渡部議員。

○10番（渡部貴士君） 今御答弁いただいた、まさにおっしゃるとおりだと思います。
先日、目を通させていただきました第6期のまちづくり総合計画はまさにSDG sの目
標の全てを網羅されていると思います。企画財政課長からも御答弁のいただいた、ゴー
ル2の部分、簡単に説明されている部分では「飢餓をゼロに」という目標があるのです
が、ただ僕達今この世代を生きる人間として、飢餓をゼロにと言われても余りぱっとこ
ないですよ。そこまで私たちの身近なところでは貧困ではないと思っています。ただ、
もう少し具体的に詳しく書かれている部分ですと、ゴール2は「飢餓を終わらせ食料安
全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を推進する」が全文なんです。なので、
この最後の部分、持続可能な農業という部分で全部に目を通すと、略して書かれている

「飢餓をゼロに」がぱっと理解できない部分ですけれども、文末のほうに行くとより深く解釈できる部分があると思いました。今の御答弁、本当におっしゃるとおりだと思います。ただ、一つ伺いたかったのが3番目の質問に繋がる部分です。続けさせていただきます。SDGsは自分事として捉えることにより、次世代を生きる学生たちにも浸透しやすいが、学校教育における取り組みはございますでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 指導室長。

○指導室長（渥美清孝君） 御質問にお答えいたします。新学習指導要領においては、その全文に持続可能な社会のつくり手を育てるという理念が明確に示されました。こういう視点で考えてみても、SDGsが掲げる課題や具体的目標は学校教育との親和性が非常に高い。そのように理解しております。とりたててSDGsという言葉が前面に押し出した取り組みは、実はそう数多くないですが、SDGsの17の目標を例えば環境問題、人権問題、国際理解、多文化理解などという枠組みで捉え直してみると、学校教育の学習活動の中でSDGsの枠に当てはまるものがはっきりしてきます。

例えば社会科では、人権や経済、まちづくり、貧困の問題を学びます。また理科では、気候変動やエネルギー、海や陸などの自然環境を学び、保健体育では、健康や性についても学びます。道徳においては、差別や平等についても学びます。さらに、総合的な学習の時間においては、これらを横断的、探求的に学びます。また、本町の校外学習におきましては、湿原センターや町内NPOとの連携による計画的な自然体験学習なども行っております。さらに、町内における散布小中学校におきましては、特別な教育課程を編成しまして、海洋教育についての探求的な学習を行っております。まさにこの学習は海の豊かさがテーマであり、持続可能性を追求している学習であります。併せて、霧多布高等学校におきましては、浜中学を核にしてふるさと学習を行っておりますが、生徒が考えたさまざまな課題の中には、SDGsの目標達成に繋がるものが数多くあると認識しております。このように、学校では教科や領域などを横断的な視点で、児童生徒の学びの機会としながら児童生徒の資質能力を高めていって持続可能な社会のつくり手と、子供たちがなっていくように総合的に学ぶことができる取り組みをしているところでございます。

○議長（波岡玄智君） 渡部議員。

○10番（渡部貴士君） 御答弁ありがとうございます。指導室長がおっしゃったことはまさに求めていたとおりの御回答いただきました。本日の北海道新聞に散布のアサリ

の養殖の件ありましたけれども、僕もこのSDGsという言葉自体、数年前に学生さんたちがつぶやいていたことが耳に入ってきて、それから調べました。それで、理解を深めていこうと思っていつも辞書と一緒にSDGsのピンバッジをつけています。僕は個人的に一次産業に従事して案内業をしているんですけども、このピンバッジをつけてお客様と接したときに、やはり興味のあるお客様は質問されるんです。このSDGsに対しての具体的な取り組みというよりも、ここを意識して事業をされているガイドさんなんだなという認識は持っていたらいいと思っています。

そこで、今、質問に対しての御答弁は、十分満足する御回答いただきましたが、一つ考えていたのは、持続可能という言葉の意味は、どちらかと言うと経済や産業を重視というよりも、環境保全に重きをも置いているように僕は考えています。当町のような自然が豊かで、その上に基幹産業がある地域では環境保全と資源の保護が重要であると、今の御答弁いただいた中でもここは再認識させていただいたという意味で、あともう一つ質問というか、これは前回、3月議会で質問したところに少し繋がると思ったのですが、その3月の議会で、町長にご質問させていただいた部分だと思いますが、次世代を担うグループをというところで、21世紀プラン会議のようなグループをつくってみてはいかがでしょうか、招集されてみてはいかがでしょうか、という質問をさせていただいたのですが、僕が次世代というところに拘るというか、若者中心のまちづくりのグループがあったらどうかと考える部分では、やっぱりSDGsを推進する、そういった若い人たちが集まって欲しいなという思いがあったものですから、前回の議会で町長にそのような御質問させていただきました。ただ、前回の御答弁では、町長が発声をしてグループの招集はしないとお答えいただきましたので、そのグループに関しましては、僕らというかそこに関して興味のある若者でグループを結成していきたいと考えております。一つ目の質問に関しては以上です。

二つ目の質問に移らせていただきます。新型コロナが気づかせてくれたことで早期の対策を。新型コロナ感染症により世界的に経済活動が自粛となり、職を失ったり所得が大幅に落ち込んだ方、学校に行けなかった子供たちなど、世界中の人々の生活が一変したが、それでも人の善意や助け合う姿が見受けられたりと、日常にあったであろう、ありがたいの見える化には心が救われました。

当町でも第一次産業においては、生産調整などにより所得は落ち込んだようですが、環境保全や資源保護につながるのの前向きな考えを持つことで、このたびの自粛生活に

よって気づかされた点は多々あり、このことに関しては、SDGsと相互関係で解決に向かえると考えました。外出自粛により飲食店は休業せざるを得ない状況にもなりましたが、食料品などのオンラインショッピングによる個人購買は増えたようです。失業や就業時間の調整などで所得が減少し、さらに3密を避けるために、地方へ疎開するという考え方もあるそうです。

そこで一つ目の質問です。自粛期間中に、ふるさと納税の申請については増加傾向と伺いましたが、内容拡充のための取り組みや計画はありますでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（藤山巧君） お答えいたします。自粛期間中にふるさと納税の申請は、増えたとお聞きしているということでございますので、直近の自粛期間中といたしますか、今年の3月から5月までのふるさと納税の件数、金額の推移から申し上げたいと思います。前年対比で3カ月間の比較をいたしますと、寄附件数では前年実績で1459件に対して3246件と1787件の増、率にして2.2倍、それから寄附金額では前年実績はこの期間中2308万1000円、これに対しまして5199万2000円、2891万1000円の増、率にして2.25倍、3月から5月での寄附の件数・金額で、それぞれ現在2倍以上の寄附をいただいている状況で推移しております。

議員おっしゃいました内容拡充のための取り組みや計画はにつきましては、今後も出店事業者と協議を行いながら新たな商品も、各事業者の方で開発していただくということはもちろんでありますけれども、新規出店事業者の増加、こういったところも図りながら、現状では4つのふるさと納税の掲載サイトでふるさと納税の取り組みをいろいろと展開してございますけれども、こういったサイトをしっかりと活用しながら、さらに増加するすような取り組みを今後も進めていきたいと考えてございます。

○議長（波岡玄智君） 渡部議員。

○10番（渡部貴士君） 御答弁ありがとうございます。質問の中では微増と書いてしまったんですけれども、2倍ぐらいになっているんですね。この2倍すべてが今回のコロナの自粛によって増えたものではないかもしれないですけれども、ふるさと納税ではなくて一般的なサイトもありますので、そっちの方が増えているのではと考えられますけれども、質問の本文中にも書いてあります自粛によってコロナの影響によって再認識した部分があると思います。要は外出できなくてもオンラインでショッピングができる、ましてやそのふるさと納税に関して言えば、自治体にお金が落ちるという訳ですね、

納税の部分で。これは出店している事業者もそうですけれども、いろいろ予算とかあると思うのですけれども、やっぱり自治体も稼ぐという部分を考えたときに、このふるさと納税の返礼品内容だとか商品数というのは、重要な項目ではないかと思ひまして、今回質問させていただきました。

次の質問に移らせていただきます。町内産業団体のホームページを作成することや個人事業主においても、商品開発はできないでしょうか。今総務課長からお話しいただいた中にもちょっと含まれていたと思ひますけれども、それも含めて御質問させていただきます。

○議長（波岡玄智君） 水産課長。

○水産課長（細越圭一君） ホームページの制作に関する御質問にお答えいたします。ホームページにつきましては、情報発信等を目的に自ら所有、運営することと思ひます。町内産業団体の水産関係で申しますと、浜中、散布漁業協同組合は現在ホームページを開設されておりません。そこで、ホームページ作成につきまして先月にこの度の国の一次補正予算の新型コロナウイルス感染症対応を地方創生臨時交付金の中のメニューで、農林水産物の生産流通小売業者による流通改善支援事業がありまして、その支援事業を活用してホームページを開設し、オンラインでの販売ができることを両組合に説明申し上げました。申し上げましたが、漁業組合からはホームページの管理体制の構築や、担当人員の不足のために、導入は難しいというお答えをいただいております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 渡部議員。

○10番（渡部貴士君） 御答弁ありがとうございます。僕も一組合員として漁業に従事しているわけですがけれども、ちょうどこの自粛期間中はホッキ桁曳網漁を操業していましたがコロナの影響でやはり生産調整が入りました。午前の説明の中でも、所得の減には繋がっているのですけれども、それと併せて今年で7回目の予定だった春はあげもの、これはホッキの消費拡大の目的で続けてきましたけれども、このイベントも中止になりました。4月上旬に開催予定でしたけれども、このイベントに来てホッキを食べなかったという方はやっぱり結構いらっしゃるようです。これは何年か続けてきての実績だと思ひたいですけれども、そういったお客様からホッキを買えないのかと個人的に問い合わせいただいたのですが、個人で購入してあげることはできなかったものですから。ただそこで、浜中漁協にホームページがあって、そこで購入できるよという御案内ができればいいんですけれども、なかなかそうもできなかったのです。ふるさと納税の

返礼品に剥きの商品は載っていたようです。ただ、それも旬を謳ってもう少し大きくPRしてもらえれば、お客さんも気付いたかと思ったのですけれども、そこに関しては、ふるさと納税の一商品ではもちろんあるのですけれども、僕が一漁業者として望むのは、各産業団体にホームページがあってお客様に個別対応をできるのが理想かなと常々思っていましたし、今回のこのコロナの関係で、外に買い物に行けない。だからウェブを使ってオンラインで購入をする、そのときに加工品じゃなくて生のもの、そういったときにはやはり産地の産業団体のホームページにあるかどうか調べてみるのではないかと思います。個人的に厚岸漁協の直売所にお話を伺ったのですが、大口の取引はやはり減ったようです。飲食店が営業されてないので。ただそれでも個別の注文は、漁種にもよるでしょうけど増えたものもあると伺っています。これは今回のコロナの自粛が私たちに気付かせてくれたことの一つではないかなと思います。僕ら一漁業者は、お客さんに注文されても対応することはできません。そこは漁協が窓口になってほしいなという思いでいます。ただ、漁協への希望をここで質問するのもどうかと思いますが、やはり水産課という窓口がありますので、そこからもう少しプッシュしていただいて、ホームページを開設するのが目的ではなくて、そのあとに続く商品の開発をして消費者の方に産地を知ってもらうというという目標を持ってその道に進んでいただければと思います。

次の質問に移らせていただきます。商工観光業の経済打撃は大きいようですが、体験型の返礼品を追加できないでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（藤山巧君） お答えいたします。ふるさと納税の返礼品に体験型返礼品を追加できないかとの御質問でありますけれども、現在のふるさと納税の返礼品には、議員も御存じのとおり、体験型の返礼品というものはございません。現状で申し上げますと、道内各自治体ではいろいろなその体験観光、こういったものも返礼品として扱っている自治体もございます。そういった市町村を参考に、現在どういったものがあってどういう対応しているか、いろいろと検討しているところでありますけれども、実際にそれを掲載するという段階になるまでには商工会、それから関係団体、事業者と協議をさせていただきながら、体験型の返礼品を取り入れることができる、そういった環境整備等を含めて、全体として掲載していけるものになり得るかも検討しながら進めていきたいと考えております。

○議長（波岡玄智君） 渡部議員。

○10番（渡部貴士君） 数日前に町のホームページ、ふるさと納税の欄をチェックしたところ、ある事業者のチーズ工房でピザづくりか何かで体験を少し含めた部分があるのではないかと見ていました。僕はここで体験型と簡単な一言で終わらせてしまっているのですけれども、これはガイド業も含めて宿泊というところも取り組み、返礼品の一つとして考えられないかという御提案です。

今回のコロナの関係で、温泉地、観光地である弟子屈、阿寒のほうは随分大きな影響を受けているようで、わりと早い時期にクラウドファンディングによって、宿泊事業者、温泉ホテル、あとは案内業も含まれていたと思うのですけれども、クラウドファンディングのグループ組織をつくった中の返礼品の一部に商品として載っていたと思います。今回のこの質問の前に、この体験型という商品を考慮していただけないかということで、個人的に課長のところに伺ったこともあるのですが、その後にこのコロナの騒動があったので、観光業ということに関しては大きな打撃を受けています。ましてグリーンシーズンも、6月に入りましたので、湿原はワタスゲが咲いてきていますし、自粛期間が解除されたわけではないのですが、やはり辛かったこの数カ月、発散したいであろう観光のお客様は増えると思うのです。ただ感染に関しては気をつけなければならない部分は大きいと思うのですけれども、やはり地方に羽を伸ばすというお客様がいらっしゃる時期だと思しますので、そういったことも含めて、今後の課題というか、体験型のプログラムを取り入れていただきたいということは申し上げておきたいと思います。

では次の質問に移らせていただきます。コロナ疎開を受け入れる準備として、地域おこし協力隊の増員や婚活の周知拡大をすることで、浜中町人口ビジョンとの関連性を持たせてはいかがでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金澤剛君） 御質問にお答えします。まずコロナ疎開というその言葉からですけれども、これはコロナ感染拡大が著しい都市圏から感染を避ける目的で人口の少ない地方へ移動する動きを指す言葉になるかと思えます。感染拡大防止のための移動自粛が呼びかけられている状況にあつては、積極的な受け入れというわけには現状いかないのかなと考えているところでございます。そうした上で地域おこし協力隊の増員ですけれども、このコロナ禍が終息した後の話となりますけれども、再び地方回帰が起こるのではないかという話もございますけれども、地方への人の流れにつきまして

は、やはり未知数であることや、以前もお答えしたとおり、増員する場合にどのような活動をしてもらうか、また、受け入れる側の体制が整備できればということで募集について今後検討をさせていただきたいと考えておりますけれども、コロナに限定して増員ということは考えていないところでございます。

また婚活の件についてですけれども、先ほど2番議員の一般質問で御答弁申し上げたとおりでございます。現在マッチングサイト活用した取り組みとなっております。人口減少対策は当然進めなければならないと思いますし、進めていきますが、コロナのあとだからといって特別な取り組みは考えていないところでございます。

○議長（波岡玄智君） 渡部議員。

○10番（渡部貴士君） コロナ禍の中でコロナ疎開という言葉は僕も正直ちょっと使いにくい言葉だなと思いました。感染した人を受け入れるとか、感染しないように疎開という意味ではなくて、コロナの影響を受けて失業してしまったり、あと大きな問題になっているのは学生さんだと思います。現状大学に通っていた方が、アルバイトができない仕送りが少なくなったということで、一部聞いているのは酪農ボランティアには随分応募が殺到したと聞いています。あと九州の知人からは、農業のアルバイト、フルーツピッキングですとか、リゾート地でのアルバイトが観光自粛によってなくなってしまった。ただ産業においては、職業はなくなってはいない。募集する時期と重なっていたのはあったので、暖かい地域で野菜、果物の収穫のアルバイトに行く人の募集はあったと聞きました。そういった残念ながら、学校を退学してしまった人はそのまま都会に住み続けることができないので、自分の実家に帰るか、それか職業があるところに移動すると考えるのが当たり前というか、通常かと思いますが、ただそういった時期に当町では酪農と、この時期昆布漁が始まりますので、そういった若い人たち、家庭のある方も、田舎に疎開をしたいという人がもしいるのであれば、そういった方たちの受け入れの準備があればなと思ったので今回御質問させていただきました。

地域おこし協力隊に関しては、3月も質問させていただいたと思います。ただ職業が決まっていない中での募集をしにくいことや、住居の問題ということも伺っておりましたので、まずは事前のほかの部分で準備が必要かなということは認識いたしました。

その中で先ほど2番議員からの御質問で、婚活の部分ですが、僕は今回2つの質問の1番最後にこの婚活というキーワードを持ってきました。実はちょっと申し上げにくいのですが、私が浜中町で1名、ビオラジャパンさんに登録している個人です。当事者と

して、この場で御質問させていただくのは控えようかと思ったのですけれども、2番議員の御質問と併せて、まずビオラさんの事業の中での御説明をさせていただこうかと思えます。

僕は12月位に申し込みをしてもう半月経ったのですが、残念ながらまだ進展はありません。良い見本になるように努力はしています。まず、内容ですけれども、全国の結婚相談所に申し込みをしている異性の方のプロフィールを見ることができます。どこまで申し上げていいかわかりませんが、個人の情報が無いということで、まず、2万5000人の女性の方のプロフィールを僕は携帯で見ることができます。逆に女性の方も男性のプロフィールを見ることができます。ただ残念ながら僕にビビッときた方はまだ数名しかいないようです。先ほど申し込み制度、申込金のことがありましたけれどもビオラジャパンさんのお話の中では、無料のマッチングサイトに申し込みをするよりも、申し込み金が掛かってでも婚活をしたいという思いの強い人が多いと聞いて、僕も張り切って申し込みをしています。ただ、今までは余り動きはなかったのですけれども、実は昨日ビオラさんにプロフィールの内容を変えていただくようメールしました。先々週ぐらいに、茶内のサワベさんでプロフィールの写真も撮ってきました。新しい写真に変えて、今回のコロナの関係で都会でエアコンをかけている中、マスクをしているよりも地方に来てマスクのない生活とは言えないですけれども、こういった田舎の生活いかがですか、という一文を昨日付け加えました。なので今日から申し込みがあるのではないかと期待をちょっと持ちながら、少し余談が過ぎましたけれども僕は独身の1人として、あとUターンで返ってきてちょうど10年になりました。親に帰って来いと言われたわけでもなく戻ってきて、ただ、ここを出るまでは何もないと思っていた、昆布干しが嫌いだった子供の頃の思いとは今は全く逆で、漁業格好いいなと思っています。それをブランディング化したい。そして、漁師をやってお嫁さんをもらえるという生産者になりたい、良い見本になりたいと思って日々努力しているところです。僕の先輩の年齢でも単身の方はいらっしゃると思います。僕の近い年代でもいると思いますので、先ほど婚活の話の中では、産業団体というお話が町長からもありましたが、農業漁業に従事していない方もいると思います。数年前のビオラさんの婚活パーティーでは、僕は漁業者ですけれども浜中漁協から選抜されませんでした。多分それは年齢的な問題だったのかもしれませんが、そういった点も含めて、独身者は40代以下だけではないですよ。僕も40後半になってきました。希望を捨てているわけではないので。町民全

体を網羅した中で、単身者の方にこの婚活事業を周知して、地元の中ではうまくカップリング成立することは難しいかもしれないのですが、このコロナというキーワードをうまく使うというか、利用できれば都会から地方に移住したいという方がもしかしたらいるのではないかなと思って今回の質問をさせていただきました。お願いします。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金澤剛君） 婚活の話、それとコロナの話ということで、関連づけて地域おこし協力隊の今の活動内容から申し上げたいと思います。去年小山君が5月に来まして1年が経過しました。最近はコロナの影響で町内のイベント等が全部中止ということで外での活動ができず今一生懸命デスクワークをしているところでございます。この1年間の経験をもとに、昆布干しをした経験、チーズ作りに行った経験ですとかイベントに出た経験、さらに東京から来ていますので、議員もUターンということで、今まで気がつかなかった浜中町の良いところというような趣旨のお話をされていましたが、彼は彼で都会から浜中町へ来て浜中町の良いところと、我々生まれも育ちも浜中町の人間には気がつかない部分のいいところに気付いているのではないかと。それをもとに移住定住に向けてのパンフレットづくり、浜中町はこんなにいい町ですという宣伝をしてくれるパンフレット作りを一生懸命今やっている最中でございます。次期の広報にもこういう活動をしていますということで今言ったようなことを掲載させていただくことになっておりますけれども、町民の方に見ていただいて、気付いたことがあったら、意見があったら話を聞かせてくださいという内容になるであろうと思っております。

そういった形で移住定住の部分については、地域おこし協力隊を活用しながら取り組んでいると。さらに小山君も協力隊として居られるのは、町で独自で4年目もということになれば話は別ですけれども、国からの財源を保障されている期間だと3年しかないといったことも当然睨まなければならないですし、小山君がやっている仕事を当然次の方に引き継いでもらわなければいけないということも考えております。そういった事を検討しながら、次の方の募集を捉えていきたいと考えておりますし、小山君の活動に基づいて、あるいはその別の視点で、別の部門で活用できるというものが出てきたら、住環境も整備しなければならないというのがありますけれども、そういった中で次の募集を検討していきたいと考えております。

Uターン組ということで我々の気がつかない部分がありましたら、そういった情報と

かはどんどん提供していただきたいと考えていますし、それに繋がっての婚活ということになるかと思えます。確かに後継者を確保する部分での婚活は必要だと思えますし、後継者に問わず、日本全国的に晩婚化、結婚しない方というのは増えているということは否めない中で浜中町がどんなにいい町なのかという情報の発信もしていかないとならないですし、別の話になりますけれども、光回線もないのかという状況の町から、午前中にお話し申し上げましたとおり、光の整備も先が見えたということで、そういったネット環境等についても、街に引けを取らなくなる時がもう目の前に迫っていると思えますので、そういったことを鑑みながら総合的に取り組んでいくことを考えていきたいと思えますので、御理解いただきたいと思えます。

○議長（波岡玄智君） 渡部議員。

○10番（渡部貴士君） 御答弁ありがとうございます。光回線、インフラの整備は本当に巧妙だと思っています。今までそこがネックで企業の誘致とかも難しかった部分はあると思うのです。あと、若い方がそれが理由で田舎を離れるというわけではないと思うのですけれども、つまりはインフラの整備の部分に関しては都会と田舎を区別する一つのアイテムになっていたと思えますので、それが解消に向けて動くということに関しては、人口はどうしても減っていくものだと思いますが、逆に今回のコロナ、このタイミングをうまく利用できれば、都会からこの地方に移り住んでくる方もいらっしゃるのではないかと思います、また、人口ということに関しては僕も1人か2人か何人か増やせる可能性もある個人として、温かく見守っていただきたいという思いを込めて、以上で終わらせていただきます。

○議長（波岡玄智君） 渡部議員に申し上げますけれども、一般質問ですから、ある程度自己の意見というものは当然認められていますけれども、ただ自己宣伝に陥らないように、そしてまた、要望しますということではなくて、あくまでも質問ですから。質問ということに徹底して、これからまたやっていっていただきたいと思えます。要望ということは余り好ましいことではないので、議員必携にはそう書いていますので、よろしくどうぞお願いします。

○議長（波岡玄智君） 本日の会議時間は議事の都合によってあらかじめ延長します。
これで一般質問を終わります。

◎日程第15 議案第33号 浜中町税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（波岡玄智君） 日程第15号 議案第33号を議題とします。

本案について提案理由説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第33号「浜中町税条例の一部を改正する条例の制定について」提案の理由をご説明申しあげます。

本件につきましては、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置が納税者等に及ぼす影響の緩和を図るため、「地方税法等の一部を改正する法律」が、令和2年4月30日付けで公布となっていることから、浜中町税条例の関連規定を改正する必要が生じたので、浜中町税条例の一部を改正する条例の制定をしたところであり

ます。
この度の税条例の一部改正の主な内容ですが、新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予や税額控除の特例等で関連する項目について所要の改正をするものであります。また、本改正につきましては、総務省から示された「市町村税条例の一部を改正する条例の例」に基づいたものであります。

なお、施行期日につきましては、本条例ただし書きで規定する改正を除き、公布の日から施行することとしております。

以上、提案の理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、税務課長より説明させますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） 税務課長。

○税務課長（山平歳樹君） （議案第33号 補足説明あるも省略）

○議長（波岡玄智君） これから議案第33号の質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから議案第33号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから議案第33号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

◎日程16 議案第34号 浜中町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（波岡玄智君） 日程第16 議案第34号を議題とします。

本案について提案理由説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第34号「浜中町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について」提案の理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、令和元年5月24日に成立したデジタル手続法により、同年5月31日付けで、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」、いわゆるマイナンバー法の一部が改正されました。

この改正において、マイナンバーの通知カードが廃止されることとなり、廃止の施行期日については、1年以内に政令で定めるとされておりました。

令和2年5月7日、「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の一部施行期日を定める政令」が公布され、通知カード廃止の施行期日が令和2年5月25日と定められたため、この度、「浜中町手数料徴収条例」別表の関係する文言を削除しようとするものであります。

なお、施行期日につきましては、公布の日からとし令和2年5月25日から適用としております。

以上、提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） これから議案第34号の質疑を行います。ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから議案第34号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから議案第34号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

◎日程17 議案第35号 浜中町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（波岡玄智君） 日程第17 議案第35号を議題とします。

本案について提案理由説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第35号「浜中町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」提案の理由をご説明申し上げます。

この度の改正は、「介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令」が公布され、低所得者の第1号被保険者に対する介護保険料の令和2年度の保険料率の軽減保険料率に係る規定の改正および新型コロナウイルス感染症の影響を受けた被保険者に係る介護保険料の減免の特例を追加し、関係規定を整備するものであります。

なお、この条例の施行期日は、公布日から施行し、改正後の第2条の規定は令和2年4月1日、附則第7条の規定については令和2年2月1日から適用することとし、経過措置として、令和元年度分までの保険料は、従前の例によるものとしております。

以上、提案の理由をご説明いたしましたが、詳細については福祉保健課長より説明させ

ますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（渡部直人君） （議案第35号 補足説明あるも省略）

○議長（波岡玄智君） これから議案第35号の質疑を行います。

1 番川村議員。

○1番（川村義春君） 本条例の一部改正については、新型コロナによって収入の減少が見込まれる場合に保険料を減免するというので、改正案の第2条に掲げるのは従来の保険料率を、3項4項5項でそれぞれ読み替えをしますという内容だと思います。その減免を受けられるという周知を、普通徴収の方あるいは特徴の方々に対してどういう形で周知するのか、その辺をお尋ねしたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（渡部直人君） この度の改正、第2条につきましては、実は昨年の消費税増税の関係で減額になったときの規定が令和2年度につきまして、拡大されまして、保険料率が減額なるということで、第1段階で2万1100円が1万6900円台、第2段階で3万5200円が2万8200円、第3段階で4万800円が3万9400円と令和2年度に限りなっています。コロナウイルスの関係では特例で今回の附則で定めるという形で、別にこの要件に該当した場合、収入が10分の3以下になった場合は、この額からさらに減額になるということが想定されます。この収入認定の関係では、今要綱等を整備しているのですけれども、一般的には前年の収入からコロナウイルスによってこの期間10分の3以上下がったもの、それとあと、所得が例えば事業収入だと400万円以下の方が対象になってきますので、その辺の周知につきましては今度7月に本賦課がありますので、納付書にその際の減免の規定のお知らせをさせてもらおうかなと考えています。あと周知の方法ですけども、特徴についても町広報がいいのか、あと別立てがいいのか今検討中なのですけれども、その辺も周知していきたいと思っております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○1番（川村義春君） 私ちょっと勘違いしました。最初に2条関係については、令和2年度における保険料をこういうふうにするということですね。そして、新型コロナに関しては7条の1号2号が対象になるということで理解をしました。それで特別徴収の方にも、自動的に年金から引かれるわけですから、わからない状況で引かれるというの

も変な話なので、こういう制度がありますよというふうに、やはり文書等で周知徹底をすべきだと思いますが、いかがですか。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（渡部直人君） その辺についても、広報がいいのかなと思っていたのですが、もう既に仮徴収が4、6、8月と始まっています。額の変更はこのあと本賦課後になりますので、額の変更については通知が出せるとは思うのですが、額が変わらなかった方も、若干今回の部分でいうとほとんど軽減の該当の人は制度改正もありますので通知はさせてもらおうかなと思っています。併せてホームページですとお年寄りがなかなか見ないかと思うので、別段対応を考えたいと、町広報がいいのかなとは思っているのですが、そういった部分で周知方法含めて検討させていただいております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。これで質疑を終わります。

これから議案第35号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから議案第35号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

◎日程18 議案第36号 浜中町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定
について

○議長（波岡玄智君） 日程第18 議案第36号を議題とします。

本案について提案理由説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第36号「浜中町国民健康保険条例の一部を改正する条例」の制定について、提案の理由をご説明申し上げます。

この度の条例改正は、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金を支給することができるよう改正を行うものであります。

内容といたしましては、給与等の支払を受けている被保険者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合、又は発熱等の症状があり、当該感染症の感染が疑われる場合に、感染拡大防止の観点から、療養のため労務に服することができなかった期間の傷病手当金を支給できるよう、所要の改正を行うものであります。

なお、この改正条例は、公布の日から施行するものとしております。

以上、提案の理由をご説明しましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） これから議案第36号の質疑を行います。

○議長（波岡玄智君） 2番田甫議員。

○2番（田甫哲朗君） この条文の中に、コロナ陽性の方は別として、発熱等の症状があり、もしかしたら心配だということで休まれるケースが多分多いのかなと思います。結果コロナではなかったけれども休んだ場合にも対象となるのかどうか。それぞれ人によっていろいろな症状があるのも今確認されていますが、それが例えば発熱は一切ないけれども、だるさだったり、他の症状があって結果コロナだったという方もいる中で、この時期ですからコロナだと疑われる、したがって休むといった場合、結果コロナではなかった場合でも対象として扱われるのかどうかだけ確認させていただきます。

○議長（波岡玄智君） 町民課長。

○町民課長（佐々木武志君） 御質問にお答えいたします。労務に服することができない場合の目安という御質問ですけれども、例えば風邪の症状であるとか、37.5度以上の発熱が4日以上続いているなど、コロナウイルス感染が疑われる状態の方につきましては、まず、帰国者定職者相談センター等に相談をしていただく、その後当該者が医療機関で被保険者の方が提出する申請書に疑われると言う形であれば、この傷病手当金が申請できるということになっておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。これで質疑を終わります。

これから議案第36号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから議案第36号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

○議長(波岡玄智君) 議長から一言お願いがあります。

ここはあくまでも質疑応答の場所ですので、先般も申し上げましたけれども確認をするということは、これは質疑になりませんので必ず質疑という、そういう気持ちの中で御発言をいただきたいと、これは議長からお願いしたいと思います。

○議長(波岡玄智君) お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。本日はこれで延会します。

(延会 午後5時25分)